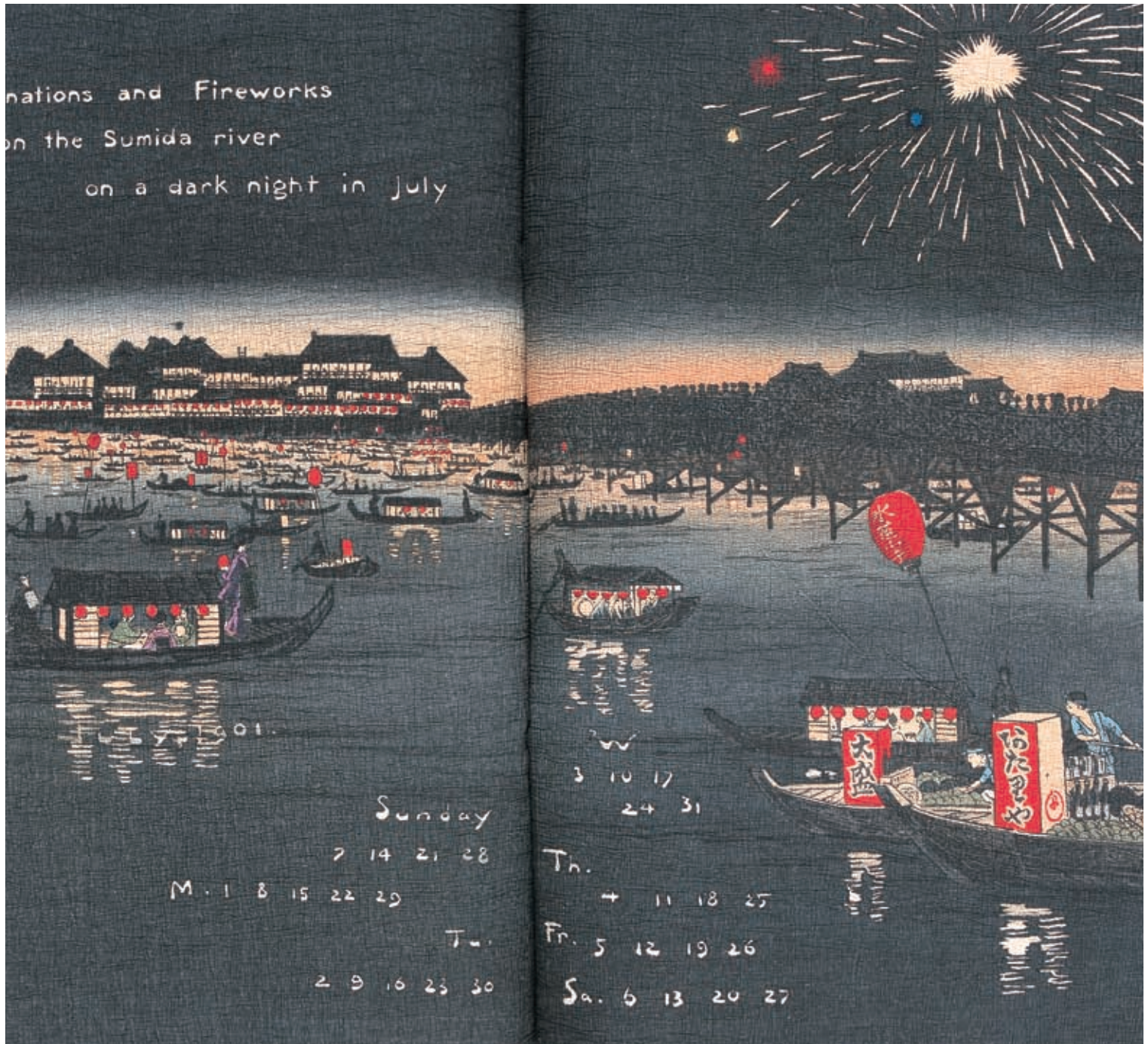


国立国会図書館



電子書籍・電子雑誌等の収集に向けて

納本制度審議会答申

「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」

米国議会図書館に残る戦前期の日本語文献

2010.7
No. 592

国立国会図書館利用案内

東京本館

所在地 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
電話番号 03(3581)2331
利用案内 03(3506)3300(音声サービス)
03(3506)3301(FAXサービス)
ホームページ <http://www.ndl.go.jp/>
利用できる人 満18歳以上の方
資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。
休館日 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日(第3水曜日)
おもな資料 和洋の図書、和雑誌、洋雑誌(年刊誌、モノグラフシリーズの一部)、和洋の新聞、各専門室資料

サービス時間

| | | | |
|--------|---|-----------|-----------------------------------|
| 開館時間 | 月～金曜日 9:30～19:00 土曜日 9:30～17:00 | 即日複写受付 | 月～金曜日 10:00～18:00 土曜日 10:00～16:00 |
| | <small>※ただし、音楽・映像資料室、憲政資料室、古典籍資料室の開室時間は17:00までです。</small> | 後日複写受付 | 月～金曜日 10:00～18:30 土曜日 10:00～16:30 |
| 資料請求時間 | 月～金曜日 9:30～18:00 土曜日 9:30～16:00 | オンライン複写受付 | 月～金曜日 10:00～17:30 土曜日 10:00～15:30 |
| | <small>※ただし、音楽・映像資料室、憲政資料室および古典籍資料室の資料請求時間は16:00までです。</small> | | |

■見学のお申込み／国立国会図書館 資料提供部 利用者サービス企画課 03(3581)2331 内線26111

関西館

所在地 〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3
電話番号 0774(98)1200(音声サービス)
利用案内 0774(98)1212(FAXサービス)
ホームページ <http://www.ndl.go.jp/>
利用できる人 満18歳以上の方
資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。
休館日 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日(第3水曜日)
おもな資料 和図書・和雑誌・新聞の一部、洋雑誌、アジア言語資料・アジア関係資料(図書、雑誌、新聞)、科学技術関係資料、文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書、博士論文

サービス時間

| | | | |
|---------|-------------------|-----------|-------------------|
| 開館時間 | 月～土曜日 10:00～18:00 | 即日複写受付 | 月～土曜日 10:00～17:00 |
| 資料請求時間 | 月～土曜日 10:00～17:15 | 後日複写受付 | 月～土曜日 10:00～17:45 |
| セルフ複写受付 | 月～土曜日 10:00～17:30 | オンライン複写受付 | 月～土曜日 10:00～17:00 |

■見学のお申込み／国立国会図書館関西館 総務課 0774(98)1224 [直通]

国際子ども図書館

所在地 〒110-0007 東京都台東区上野公園12-49
電話番号 03(3827)2053
利用案内 03(3827)2069(音声・FAXサービス)
ホームページ <http://www.kodomo.go.jp/>
利用できる人 どなたでも利用できます(ただし第一・第二資料室は満18歳以上の方)。
資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。
休館日 月曜日、国民の祝日・休日(5月5日こどもの日は開館)、年末年始、資料整理休館日(第3水曜日)
※第一・第二資料室は、休館日のほか日曜日に休室します。メディアふれあいコーナーと本のミュージアムは、行事等のため休室することがあります。
おもな資料 国内外の児童図書・児童雑誌、児童書関連資料

サービス時間

| | | | |
|---------------|------------------|--|--------------------------|
| 開館時間 | 火～日曜日 9:30～17:00 | <small>※1階子どものへや、世界を知るへやおよび3階メディアふれあいコーナー、本のミュージアムの利用時間は、開館時間と同じく9:30～17:00です。</small> | |
| 第一・第二資料室の利用時間 | 閲覧時間 | 火～土曜日 9:30～17:00 | 資料請求時間 火～土曜日 9:30～16:30 |
| 複写サービス時間 | 即日複写受付 | 火～日曜日 10:00～16:00 | 後日複写受付 火～日曜日 10:00～16:30 |
| | 複写製品引渡し | 火～日曜日 10:30～12:00 13:00～16:30 | |

■見学のお申込み／国立国会図書館国際子ども図書館 03(3827)2053 [代表]

02 フェーヴル、マルタン『書物の出現』（1958）

今月の一冊 国立国会図書館の蔵書から

04 電子書籍・電子雑誌等の収集に向けて

納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」

13 資料保存 その考え方と対策 図書館で学ぶ 第9回

18 電子展示会「博覧会—近代技術の展示場」

23 米国議会図書館に残る戦前期の日本語文献

27 出版の歴史を残す 戦前・戦中の発禁図書コレクション

12 館内スコープ

100年後もよみたい

32 本屋にない本

○『全国高等学校野球選手権大会史 第81-90回』

【選抜高等学校野球大会80年史】

○『日本のカメは今… 宍道湖自然館第17回特別展
「カメは生きています！」展示解説』

○『文楽の衣裳』

35 NDL NEWS

○OCLCを通じたJAPAN/MARCの提供

○平成22年度国際子ども図書館連絡会議

36 お知らせ

○国際子ども図書館開館10周年記念及び国民読書年
展示会

「世界のバリアフリー絵本展——国際児童図書評議会
2009年推薦図書展」

○「子ども霞が関見学デー」に参加します

○国立国会図書館データベースフォーラム（関西館）

○平成22年度「児童文学連続講座—国際子ども図書館
所蔵資料を使って」

○新刊案内 国立国会図書館の編集・刊行物

フェーヴル、マルタン『書物の出現』(1958)

折田 洋晴

本書は書物史研究に画期的な視点を提供し、1958年の初版刊行以来、本の歴史を論ずる人の必読書となったが、最初に構想されてから出版まで44年もかかった難産の書でもあった。『人類の進化』という叢書の第49巻として刊行されたが、この叢書の雄大な構想こそ難産の原因であった。まずは、この叢書の話から始めたい。

普遍史 (histoire universelle) 研究を目指す『歴史総合雑誌 (Revue de synthèse historique)』を1900年に創刊したバール (Henri Berr, 1863-1954) は、1912年頃に100巻からなる叢書 *Bibliothèque de synthèse historique* を刊行する計画を立てる。1913年の『歴史総合雑誌』に、この新しい叢書のねらいは学際的研究により歴史を有機的に捉えようとするものであるという記事が載り、翌年の同誌には叢書名を *L'Évolution de l'humanité* とした出版広告も出したが、第一次世界大戦により刊行が遅れ、叢書の第1巻 *La terre avant l'histoire* が刊行されたのは1920年のことであった。

この叢書では時代を古代、中世、近代、現代の四つに分け、その中は地理、民族や社会を変えた要因によって各冊のテーマが決められている。書物の歴史をテーマとするこの本は叢書の第51巻に充てられ、まず1914年にルネサンズ学者ルノーデ (Augustin Renaudet, 1880-1958) に執筆を依頼したがなかなか進まず、1929年、バールはすでにこの叢書の1冊として『大地と人類の進化』(1922) を書いていたフェーヴル (Lucien Febvre, 1878-1956) に依頼先を変えた。しかし、フェーヴルはこの叢書のため『ラブレールの宗教』(1942) という別の本を先に書いた。当時、アナール派の中心的歴史家であったフェーヴルは非常に忙しく、なかなか書物の歴史を書く順番が回ってこなかったようだ。フェーヴルにとって書物の歴史は、印刷術の発明

による本の生産、流通、消費の変化について地理学、経済史、社会史、精神史など広い観点から記述する必要があるテーマだったのである。

1947年からパリの国立図書館に勤めていたマルタン (Henri-Jean Martin, 1924-2007) は、17世紀パリの出版業を経済史的に研究する論文を準備していた。このことがフェーヴルに伝わり、フェーヴルは彼の雑誌『アナール』に寄稿を求め、1952年にマルタンの論文が掲載された。この論文の脚注にフェーヴルは未知の領域 (terra incognita) としての書物史に必要な観点を付記している。翌年、フェーヴルは難航している本書の執筆をマルタンに依頼し、自ら書いた序文と本の構成案をマルタンに渡している。1956年1月には7章までができあがり、フェーヴルに見てもらったが、9月にはフェーヴルが亡くなり、第8章の校閲を受けることができなかったという。本書は1957年12月31日に印刷が完了し、翌年刊行された。

国立国会図書館が所蔵する初版は、半革装本で (写真1)、遊び紙に著者マルタン自筆の献呈署名がある (写真2)。

この本は、1958年から1959年の『フランス全国書誌 (*Bibliographie de la France*)』の分冊 (fascicule) の形で配本された別の版があり (写真3)、当館ではこちらは図書館製本をほどこしている。この版には2枚の地図が含まれていないが、その他は内容的には初版本と同じである。

本書は、刊行当時はそれほど評判にならなかったというが、その後のマルタンの精力的な書物史関係論文の執筆とともに重要な文献とみなされるようになり、1971年には第2版がペーパーバックで刊行されるとともに、世界各国で翻訳がなされている (邦訳は『書物の出現』 筑摩書房 1998)。

(おりた ひろはる 主題情報部)



写真1

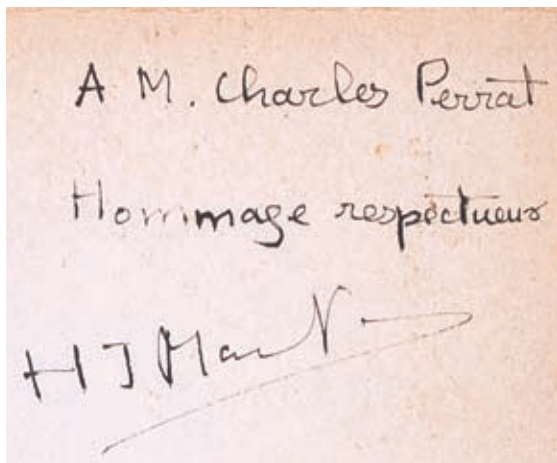


写真2

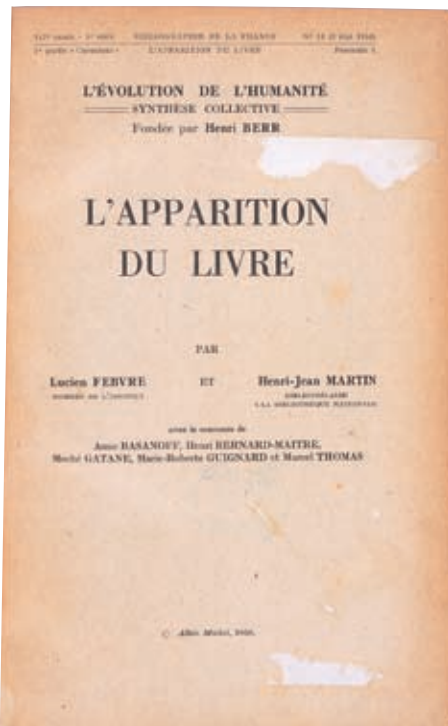


写真3

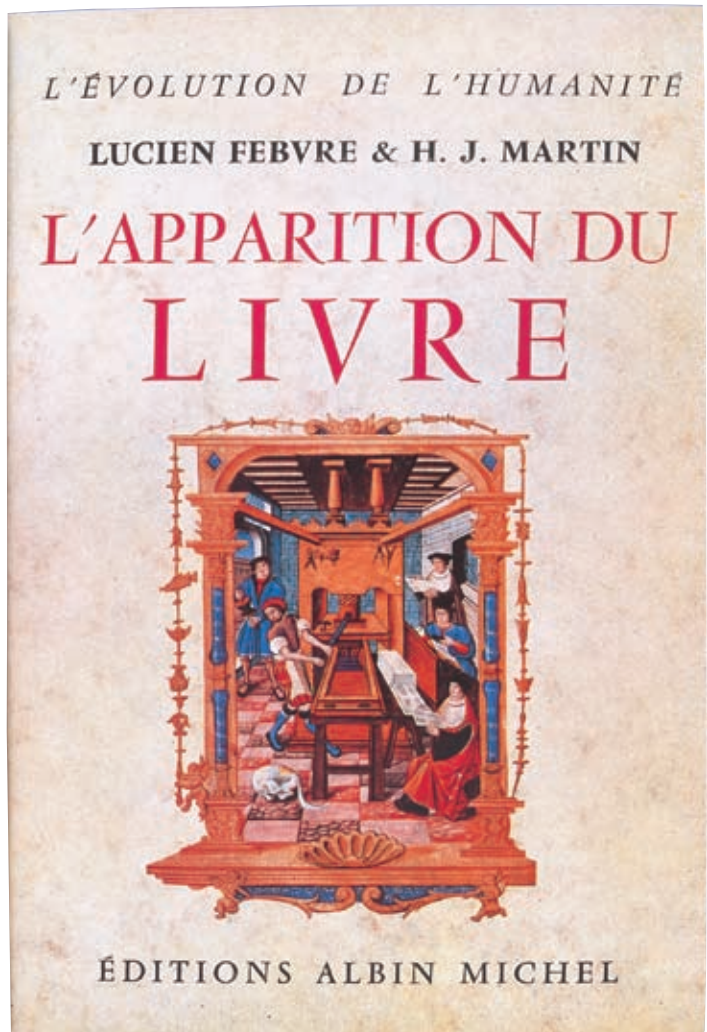


写真4

Febvre, Lucien & Martin, Henri-Jean. *L'apparition du livre*.

Paris : Albin Michel, 1958. (*L'Évolution de l'humanité* ; 49)

<請求記号 UM11-70 (初版)、002-F289a (全国書誌版)>

※東京本館所蔵

写真1 初版。昭和53年度補正予算で購入したパリの古書店旧蔵の書誌コレクションの中の1冊。

写真2 「A M. Charles Perrat Hommage respectueux H. J. Martin」と読めるので、マルタンの母校である国立古文書学校の教授であったペラ（Charles Perrat, 1899-1976）へ献呈した本であると思われる。

写真3 全国書誌版。『フランス全国書誌』1958年5月2日から翌年3月6日までの14号分に第2部 *Chronique* として28分冊に分かれて配本された。

写真4 初版表紙。本書はこれまでに、スペイン語、英語、イタリア語、日本語、ポルトガル語、ハンガリー語、中国語への翻訳がなされている。

参考文献

- A. Biard et al. (ed.) *Henri Berr et la culture du XXe siècle*. Paris : Albin Michel, 1997.
- H.-J. Martin. *Les métamorphoses du livre*. Paris : Albin Michel, 2004.

電子書籍・電子雑誌等の収集に向けて

納本制度審議会答申

「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」

国立国会図書館は、納本制度に基づき、日本国内の出版物を収集しています。この納本制度の改善、適正な運用のため、国立国会図書館長の諮問機関として、外部有識者からなる納本制度審議会が設置されています。

平成22年6月7日、第19回納本制度審議会において、インターネット等で提供される民間の電子書籍、電子雑誌等も国立国会図書館で収集するべきであるとの答申が決定されました。その経緯、内容についてご報告します。



濱野納本制度審議会会長代理から長尾国立国会図書館長への答申書の手交



1 納本制度調査会による検討

国立国会図書館への電子出版物¹の納本については、納本制度審議会の前身である納本制度調査会において最初の検討が行われました。平成11年2月、納本制度調査会は「21世紀を展望した納本制度の在り方」を答申しました（以下、平成11年答申）。この答申に基づき、平成12年からCD-ROMなどのいわゆる「パッケージ系電子出版物」が納本制度の対象となりました。しかし、平成11年答申では、物理的な媒体をもたない「ネッ

トワーク系電子出版物」は、納本制度に組み入れないことが適当であるとした上で、従来の出版物と同様に有用なものについては、契約を締結する等の方法により収集すべきであるとししました。その後、国立国会図書館は、平成14年4月から個別の契約に基づきインターネット上の情報を選択的に収集する事業を開始しました。

1 電磁的媒体を用いて公表される出版物を電子出版物という。そのうち、通信等により公表されるものをネットワーク系電子出版物といい、また、有形の媒体に情報を固定した電子出版物をパッケージ系電子出版物という。

2 納本制度審議会による再検討

その後、インターネット上の情報は、飛躍的に増加していきました。国立国会図書館は、これらを効率的に収集し保存するため、新たな制度の構築を視野に入れた検討が必要と判断し、平成14年3月に納本制度審議会に対して、「日本国内で発行されるネットワーク系電子出版物を納本制度に組み入れることについて」諮問を行い、あわせて、納本制度に組み入れられない場合に収集すべきネットワーク系電子出版物の範囲とその収集方法を調査審議事項として示しました。二つの小委員会による調査審議を経て、平成16年12月9日に「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」が答申されました（以下、平成16年答申）。この平成16年答申では、ネットワーク系電子出版物の納本制度への組み入れについて、ネットワーク系電子出版物の収集においては、出版物を国立国会図書館に移転させること（到達義務）、内容による選別を行わない網羅性^{もうら}および発行者に納入義務を課することという納本制度の根幹的要素を備えることが難しいため、納本制度に組み入れないこ



当日の記者会見 左から濱野氏、合庭氏

とが適当であるとししました。その上で、納本制度とは別の制度による場合の収集の範囲、収集方法、著作権、損失補償等の問題について、考え方を示しました。実際の制度は、この平成16年答申にしたがって国立国会図書館が判断して構築し、ネットワーク上の言論の問題²に留意しつつ、必要な資源の確保に努めて段階的に実施していくことが必要であると提言されました。

3 インターネット情報を収集する制度の導入

国立国会図書館は、平成16年答申が示す内容の制度設計に着手し、広く国民、権利者団体等へ

2 平成11年答申において、ネットワーク系電子出版物の発信者等にとって、国が情報を固定し利用に供することは通常予期するところを超えるので、意見の公表を差し控えようとするおそれもあることが指摘されている。

の意見聴取等を行いました。いわゆる民間のインターネット情報を収集することについては、理解を得るに至りませんでした。このため、国・地方公共団体の機関、独立行政法人等のいわゆる公的機関のインターネット情報を収集対象とする方向で関係機関の理解を求め、平成21年に国立国会図書館法を改正し、平成22年4月から、国等の公的機関が提供するインターネット情報の収集を開始しました。

4 今回の諮問とその調査審議について

ネットワーク上では、公的機関のもの以外にも多くの出版物が発行され、流通しているにもかかわらず、国立国会図書館がそれらを収集する制度はありません。そのため、平成21年10月13日の第17回納本制度審議会において、長尾真国立国会図書館長は、「国立国会図書館法第25条に規定する者（私人）がインターネット等により利用可能とした情報のうち、同法第24条第1項に掲げられた図書、逐次刊行物等に相当する情報を収集するための制度の在り方について」中山信弘納本制度審議会会長へ諮問しました。

国立国会図書館法の改正により平成22年度に収集を開始した公的機関のインターネット情報の場合には、利用可能なインターネット上の情報をすべて対象としましたが、今回の諮問は、従来の図書、逐次刊行物等に相当するインターネット等

の情報を「オンライン資料」として、ウェブサイトなどとは明確に区別して収集する制度のあり方を問う内容となっています。

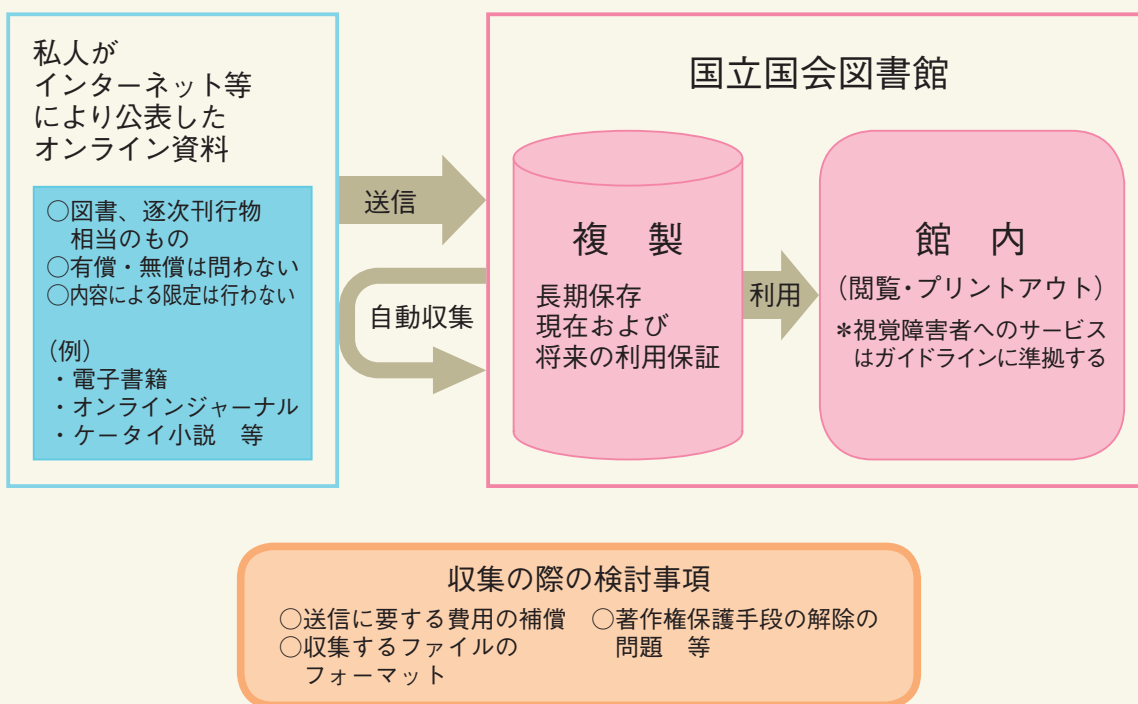
この諮問に対する調査審議のため、納本制度審議会の下に、「オンライン資料の収集に関する小委員会」が設置されました。小委員会は3回の調査審議を経て、その結果を「オンライン資料の収集に関する中間報告」として、平成22年3月22日の第18回納本制度審議会で報告しました。

第19回納本制度審議会において、この中間報告を基に答申が全会一致で決定され、同日、濱野保樹納本制度審議会会長代理から長尾館長へ手交されました。

今回の答申は、民間のネットワーク系電子出版物のうち、電子書籍や電子雑誌などの図書、逐次刊行物に相当するもの（オンライン資料）を納本制度とは別の制度で収集することを提言する内容となっています。答申の概要は、次頁以降をご覧ください。

※答申の全文は、国立国会図書館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/>) >国立国会図書館について>納本制度>納本制度審議会>答申 (http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/data/s_toushin_5.pdf) に掲載しています。

オンライン資料の制度的収集のイメージ



| | |
|----------|---|
| 収集の目的 | 「文化財の蓄積・利用」(民間出版物納本と同じ) |
| 発信者 | 私人：国、自治体、国公立大学などの公的機関でない者 |
| 収集対象 | インターネット等により利用可能とされた情報で、電子書籍、電子雑誌等の図書、逐次刊行物に相当するもの(図書、逐次刊行物に相当しないウェブ情報、ブログ・ツイッター等、放送番組、動画配信、音楽配信は含まない) |
| 収集方法 | 主に送信 |
| フォーマット | 将来の利用も見越した長期保存対応が必要 |
| 著作権制限 | 複製権等の制限が必要 |
| 損失補償 | 納入に通常要する費用として、送信に係る手続費用を考慮 |
| 義務履行確保 | 過料を含め罰則規定は設けないことが妥当 |
| 利用提供(想定) | 館内提供(閲覧・プリントアウト) |

納本制度審議会答申「オンライン資料の収集に関する制度の在り方について」の概要

1 オンライン資料の定義

オンライン資料の定義を、「インターネット等により利用可能となっている情報で、図書、逐次刊行物に相当する情報」とする。なお、これらの情報は、有体物ではないことから図書、逐次刊行物に相当するということはあくまでも類似の概念である。今回検討の対象とするオンライン資料は、従来の出版物と同様の編集過程を経てインターネット等を通じて出版されるとの諮問理由から、ウェブ情報、放送番組等とは異なる種類の出版物である。

2 収集の対象となるオンライン資料

(1) オンライン資料と他の資料との区別

オンライン資料は、国立国会図書館（以下、館）が何らかの記録媒体に記録し収集するという点で有形の資料とは異なること、平成22年4月以降の制度的収集の対象である国等の公的機関が発行するものではないこと、「図書、逐次刊行物等に相当する情報」を対象とすることから、ウェブ情報や放送番組等の他の「ネットワーク系電子出版物」とは一定程度の区別が可能である。

なお、収集にあたってはオンライン資料の典型的な例によるガイドラインを示すなどの工夫が必

要となる。

(2) オンライン資料と印刷出版物

同じ内容の紙媒体での出版物が存在するかの確認事務、紙媒体とは異なる内容かの調査事務の負担を考慮し、特にオンラインのみで出版されたものに限定はしない。

(3) 有償、無償の取扱い

館における収集の目的を考慮すれば、有償・無償を問わず、収集対象と考えられる。

(4) 「編集過程」の有無

オンライン資料では、紙媒体の出版物とはかなり異なる編集過程を経る場合があるが、「従来の出版と同様に何らかの出版制作過程」を経たものとの解釈の上で収集の対象となるオンライン資料を判断することが妥当である。

(5) データベースと動的出版物

データベースについては、個々のコンテンツそのものは収集の対象となるが、データベースシステムそのものは、収集の対象には当たらない。また、頻繁にデータの更新、書き換えを要する動的出版物は、紙媒体の出版物との類推でいえばきわめて簡易な出版物であり、収集の対象には当たらない。

3 収集対象の識別

(1) 発行者・発行地

発信者の送信による収集を行う場合は、発信を

行う者が日本在住であるか、所在地が日本国内のものとする。一方、館が収集用のソフトウェア等を用いて収集（自動収集）を行う場合については、複製行為を行う対象のサーバの所在地が日本国内である場合が考えられる。

また、現時点では、代表的な流通経路はインターネットであるが、技術発展の早い分野でもあり、インターネットという流通経路だけに限定することは適切ではない。

(2) 外形定義

通常、図書、逐次刊行物等には固有のタイトル、著者、発行年月等などの書誌的事項が明確に記載され、独立した一つの単位として識別できることが多く、これらの事項の有無が識別の際の判断材料となる。

(3) 内容による限定

価値判断を排し、内容による限定を行わず収集するという納本制度の考え方は、踏襲されるべきである。

(4) 収集対象資料の粒度

オンライン資料は、単行図書の一章、逐次刊行物の個々の論文を独立した単位として公開することが可能である。これらについては、部分であっても収集の対象となる。ただし、完全なものを収集できることが明らかな場合は、一部分のみの情報を収集対象から除外することもあってしかるべきである。

(5) オンライン資料における最良版

作成年月、データ量等のファイルの外形が同じであれば、同一版であると判断し、最初に登録したものを最良版と見なしうるが、そうでない場合は、一般的には別の著作と判断し収集の対象とせざるをえない。

4 オンライン資料の収集

(1) 自動収集と送信

オンライン資料の収集は、情報の発信主体による送信を主として行うこと、技術的に可能な場合には、自動収集を行うことが考えられる。

(2) 義務を負う者

オンライン資料の収集に関する義務を負う者は、当該オンライン資料をインターネット等により、広く公衆に利用可能とした者である。

(3) オンライン資料のフォーマット

送信による収集の場合、流通しているフォーマットを送信する場合と、何らかの標準的なフォーマットに変換して送信する場合が想定される。出版物の同一性の保持のためには出版時のフォーマットでの送信が重要であり、他方、オンライン資料の利用および長期保存の観点からは、館が何らかの標準的なフォーマットを指定し、発信者が当該フォーマットに変換して送信する方法が考えられる。また、館が自動的収集をする場合は、収集の時点でサーバ上に存在するオンライン資料を

そのまま複製して収集することが原則となる。

(4) メタデータの付与

オンライン資料には、その識別、利用、検索、保存、管理等の目的でメタデータが適切に付与されることが望ましい。

5 利用にあたっての想定

(1) 館施設内利用

館施設内でのオンライン資料の利用は、基本的に有体物の図書館資料と同等とすることを想定する。同一コンテンツに対する同時アクセス数については制限があるものと考えられる。

(2) 視覚障害者等によるテキストデータの利用

「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」に準拠して、視覚障害者等がオンライン資料を快適な環境で利用できるようにする。

(3) 著作権法その他の問題

記録媒体に記録する場合には、法律に基づく複製権の制限が必要である。その他、著作権法の他の規定、不正競争防止法との関連も検討する必要がある。

6 収集および利用にあたっての経済的補償

(1) 「代償金」

オンライン資料には「印刷・製本」の工程、「作成部数」の概念が存在せず、「生産費用」の補償

としての「代償金」の考え方を準用することは困難である。

(2) 利用による経済的損失

有体物の図書館資料の利用形態である閲覧、複写、図書館間貸出しにおいては経済的損失の補償は不要とされており、オンライン資料の利用が「5 利用にあたっての想定」で想定する利用形態である限りその経済的損失の程度がきわめて軽微であり、補償を要しない。

(3) 納入に係る手続費用

送信による収集が行われる場合は、フォーマット変換、デジタル著作権管理（DRM）解除、メタデータの作成作業や送信のための手続に要する費用が館法第25条第3項に規定する「納入に通常要すべき費用」に相当するものとして考えることができる。

7 おわりに

今後、文化財の保存と蓄積に係る館の任務として、これらオンライン資料の収集については、制約ある資源の中であっても、段階的にかつ着実に取り組む必要がある。

(収集書誌部収集・書誌調整課)



納本制度審議会委員・専門委員名簿（平成22年6月7日現在）（五十音順）

| | | |
|-----------------------------|--------------------------|-----------------------------|
| 会 長 | 中山 信弘 | 東京大学名誉教授、弁護士 |
| 会長代理 | 濱野 保樹 | 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 |
| 委 員 | 合庭 惇 | 国際日本文化研究センター名誉教授 |
| | 石坂 敬一 | 社団法人日本レコード協会会長 |
| | 上野 徹 | 社団法人日本雑誌協会理事長 |
| | 内山 斉 | 社団法人日本新聞協会会長 |
| | 相賀 昌宏 | 社団法人日本書籍出版協会理事長 |
| | 角川 歴彦 | 角川グループホールディングス代表取締役会長 |
| | 佐野 眞一 | ノンフィクション作家 |
| | 関口 和一 | 日本経済新聞社編集委員兼論説委員 |
| | 福井 健策 | 弁護士 |
| | 藤本由香里 | 明治大学国際日本学部准教授 |
| | 山崎 厚男 | 社団法人日本出版取次協会会長 |
| | 山本 隆司 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| | 湯浅 俊彦 | 夙川学院短期大学准教授 |
| 専門委員 | 植村 八潮 | 社団法人日本書籍出版協会理事 |
| | 大久保徹也 | 社団法人日本雑誌協会デジタルコンテンツ推進委員会委員長 |
| | 三瓶 徹 | 日本電子出版協会事務局長 |
| | 常世田 良 | 社団法人日本図書館協会理事・事務局次長 |
| | 深見 拓史 | 廣濟堂スピーチ販売株式会社代表取締役社長 |
| オンライン資料の収集に関する小委員会所属委員・専門委員 | | |
| 小委員長 | 合庭惇 | |
| 委 員 | 福井健策、山本隆司、湯浅俊彦 | |
| 専門委員 | 植村八潮、大久保徹也、三瓶徹、常世田良、深見拓史 | |

100年後もよみたい

本誌4～11ページに、納本制度審議会の答申の記事があります。ここではこの審議会について少しご紹介します。

納本制度審議会は、平成11年4月に前身の納本制度調査会を改組して設置されました。その役割は、館長の諮問に応じ、納本制度に関する重要事項および代償金の額に関する事項を調査審議すること、これらの事項について館長に意見を述べることで定められています。審議会は、委員（20名以内）と専門委員（定数無し）で構成され、委員の互選で会長が選ばれます。特定の事項を調査審議する必要があるときは、会長が審議会に小委員会を置くことができます。

この審議会の庶務を担当しているのが、収集書誌部収集・書誌調整課納本制度係です。審議会の庶務の仕事は大きく二つに分けられます。

一つ目は、委員や専門委員の委嘱等の手続きです。一口に手続きといっても、依頼する方の同意を文書で頂き、必要に応じて所属組織の承諾を得るため、かなり手間と時間がかかることもあります。最終的に官報に辞令が掲載されたことを確認するまで、気が抜けません。

二つ目は、各回の開催に関する手続きや事務連絡などです。最初の関門は、日程調整です。委員の先生方はお忙しい方ばかりですので、こちらが想定する日程で集まっていたか



配になることもあります。同時に、配布資料やパソコンやプロジェクターなど備品の準備、会場の手配、その他必要な作業を進めていきます。終了後の重要な仕事は議事録の作成です。どのような議論があったのかを広く知っていただくためにも、正確であるよう心がけています。

審議会の庶務には細々としたことも多くありますが、会議に同席し、委員の方々の御議論を直接拝聴することは、貴重な機会で大変勉強になります。

国立国会図書館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp>) > 納本制度 > 納本制度審議会 (http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/deposit_council_book.html) に現在の審議会の構成や過去の答申の全文、各回の議事録などを掲載していますので、ご覧ください。

(収集・書誌調整課納本制度係 みきやす)

国立国会図書館では、毎年7月頃に、東京本館または関西館で、国内の各種図書館員等を対象に資料保存をテーマとした研修を行っています。ここでは、研修の内容から資料保存の考え方と具体的な資料保存対策をご紹介します。

1 資料保存の考え方

(1) 利用のための保存

閲覧・貸出・複写・レファレンスなど、図書館が行うサービスのよりどころとなるのは、その図書館が所蔵する資料です。所蔵資料をできる限り長期にわたり利用可能な状態に保つことを図書館では「利用のための保存」と呼んでいます。これは、図書館が行うサービスの土台となるものであり、利用者への資料へのアクセスを保証するために不可欠な図書館機能の一つです。

(2) 予防的保存対策の重要性

利用のための保存には、大きく分けて二つの対策があります。

第一は、資料の現状を維持して将来的な劣化（古くなって状態が悪くなること）・損傷（物理的なダメージを受けること）を予防する対策です。資料の状態が悪くなる要因は資料の内外に存在するため、それらの要因に対応する手段も多岐にわたります。温湿度管理や適切な書棚への並べ方、清掃などの保存環境の整備をはじめ、資料のクリーニングや保存容器への収納、職員の教育や利用者への指示・案内、災害対策なども予防的対策に該当します。また、デジタル化やマイクロ化など媒体変換を行って代替物

を利用し、原資料の損傷を未然に防ぐことも、予防的対策の一つといえます。

第二は、資料に対して直接的に何らかの手当てを施し、利用を保証する対策です。劣化・損傷した資料は、可能であれば利用に耐えうる程度に補修し、それ以上状態が悪くならないようにします。前述の媒体変換や保存容器への収納は、さらなる劣化・損傷から資料を守るのにも有効です。補修しても利用可能な状態にならない場合や劣化が他の資料に悪影響を及ぼす場合などは、他の資料を守るために廃棄するのも一つの選択です。必要ならば買い替えという手立てもあります。

資料の状態が悪くなってしまってから手当をするには、多くの人手や時間がかかります。そこで重要になるのが、予防的対策です。事前に十分な予防的対策をとれば、資料の良い状態を長く保つことができ、劣化・損傷する資料は減ります。それによって、これまで劣化・損傷した資料にかけていた人手やコストを減らすことも可能になります。大量の資料を効果的に保存し、利用に供するためには、「治療」よりも「予防」を優先することが求められるのです。

2 具体的な資料保存対策

(1) 資料の取扱い

状態がよい資料でも、取扱いを間違えれば思わぬ劣化・損傷を受けることがあります。日々の取扱いの積み重ねによって資料が利用できなくなることを防ぐためには、資料を扱うすべての人が、劣化・損傷を招く要因を理解し、利用や保管に際して適切な対応を心がけることが大切です。

保管エリアで資料を扱うときは



書庫では、カビ等の発生を防ぐため、書棚を壁からできるだけ離して、風通しをよくしましょう。



資料をほこりから守るため、書棚と床の間を離しましょう。



大型資料は平らな状態で保管しましょう。



資料は棚の端から少し内側に置きましょう。



傾いている資料は立て直し、必要があればブックエンドの位置を調整しましょう。



資料を取り出すときは、本の背に指をかけて引っ張らないようにしましょう。

資料を利用するときは



手についた汚れを落としてから資料を扱きましょう。



資料を広げるためのスペースを十分にとりましょう。



資料を積み上げるときは、必要最低限の冊数にとどめましょう。



持ちきれない量の資料を運ぶときは、ブックトラックを使いましょう。



必要以上の力をかけて資料を開いたり、資料にもたれかかったりしないようにしましょう。



保存容器に入っている資料は、こわれやすいので特に慎重に扱きましょう。

資料の劣化を予防するためのヒント

セロテープやガムテープ



一度貼るとはがせなくなったり、時間が経って接着剤が変色したりすることがあります。使用するかどうかは慎重に判断しましょう。

ホチキスの針や金属製のクリップ



時間が経つとさびて、紙を腐食します。長期保存する資料は金属を外し、必要に応じてこよりや糸でとじ直しましょう。

輪ゴム



時間が経つと粘着化し、資料に張り付いて取れなくなります。木綿のひもやファイルをしましょう。

付せん



接着剤が資料の表面に残り、埃を吸着したりページ同士がくっついたりすることがあります。しおりを使いましょう。

飲食物



虫やカビ等を寄せ付けるだけでなく、食べこぼしや飲食物に触れた手指で資料が汚れることもあります。飲食しながら資料を利用するのは避けましょう。

筆記用具



ペンで書いた文字は後から消すことが難しく、もれたインクが資料に付着することもあります。鉛筆を使いましょう。

(2) ドライクリーニング

ちりやほこりは、資料を物理的に汚すだけでなく、湿気や空气中に漂うガス状の汚染物質を吸収して資料に有害な化学変化を及ぼす土台となり、虫やカビによる被害を引き起こすおそれがあります。資料を保管するエリアにちりやほこりを持ち込まないようにすることや、保管エリアや書棚を定期的に掃除することは、資料にとって望ましい保管環境を保つ上で欠かせません。

資料の表面に積もったちりやほこりは、刷毛やブラシ、掃除機、布、スポンジ、消しゴム等を使って取り除く必要があります。この作業を図書館、博物館等では「ドライクリーニング」といいます。



片手で本をつかみ、本文紙と本文紙の間にほこりが入らないようにしっかり閉じる。上から下に向かって刷毛を動かし、ほこりを払う。

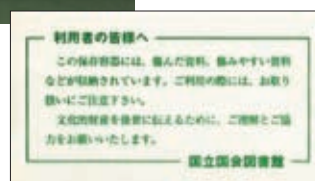


ほこりがついている本文ページを開いて同様に刷毛で払う。刷毛は内側から外側に向かって動かし、のど（綴じ目）の奥にたまったほこりを払い落とす。

(3) 保存容器



国立国会図書館で
作成している保存容器と
容器に貼付した注意書き



傷みやすい、あるいはすでに傷んでしまった資料がこれ以上損傷を受けないように保護するには、保存容器が役立ちます。資料が置かれている環境を整えることが難しい場合でも、保存容器に収納することで、資料の周囲の環境を一定に保ち、外界の変化から受ける影響を和らげることができます。ちりやほこり、光、温湿度の変化、書庫や閲覧室での資料の不適切な取扱いなど、さまざまな劣化・損傷要因から資料を保護するだけでなく、火災、水害、地震などが起きた際に、資料そのものが焼けたり水をかぶったり、書棚から落ちて傷んだりする危険を減らす効果もあります。

費用をかけず簡単に作ることができる保存容器として、次頁で簡易帙ちつの作り方をご紹介します。



ここでご紹介した具体的な予防的対策の多くは、特別な設備、道具や技術などを必要とせず、すぐ始められるものです。図書館の資料だけでなく、個人の蔵書の保管にも役立つヒントがあるかもしれません。

(収集書誌部資料保存課)

簡易帙の作り方

材料 上質紙（中性紙、コピー用紙でも可） ひも（綿テープ） 不織布テープ
 道具 定規 ハサミ へら（折り線をきれいにつけるために使用）

考案者 財団法人三康文化研究所附属三康図書館（東京都港区）
 のご厚意によりご紹介します。

① 紙の大きさを決める

本の縦幅の約2.5倍
本の横幅の3倍+3cm

② 折り線をつける

1 紙と本の上辺を揃えて置き、下の余白部分を横に二等分する
 2 紙を広げ、紙と本の下辺を揃えて置き、上の余白部分を横に二等分する
 3 1、2でできた折り線の間、紙と本の右辺を揃えて置き、本の左辺に揃えて定規を当て紙を折る
 4 3でできた折り線に本の右辺を揃えて置き、本の左辺に揃えて定規を当て紙を折る

本を包むための折り線ができる

③ 切り込みを入れる

本を置く角にむかって、ハサミで4か所斜めに切り込みを入れる

④ 切った部分を内側に折る

すべての切り込みの両端を内側に倒してしっかり折る

⑤ 表紙を仕上げる

十字の一番長い部分が右側になるように紙を回転させ、1から順に折りたたみ、中央に置いた本を包み込む

表紙になる4番目の折り端を約1cm内側に折り返す

⑥ 結びひもをつける

20cm程度の長さに切り揃えたひもを表紙の天地の中央に置き、不織布テープで留める表の位置にあわせ、裏側にも同様にひもを留める

ひもを縦結びにして完成
 *縦結びにすると、書棚に並べたときに結んだ部分が隣にぶつからない



研修に使用した講義・実習資料の一部は、
 国立国会図書館ホームページ>国立国会図書館について>
 資料の保存>パンフレット、マニュアル、研修テキスト等
 (http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/data_preservation-library.html) でご覧いただけます。

電子展示会「博覧会—近代技術の展示場」



<http://www.ndl.go.jp/exposition/>

2010年は上海で万博が開催され、華々しく最新技術を競う各国政府や企業のパビリオン、それを楽しむ大勢の人の様子が報道されています。

6月16日に、国立国会図書館の新しい電子展示会「博覧会—近代技術の展示場」が始まりました。

日本で「万博（万国博覧会）」として親しまれている国際博覧会^{ばんぱく}は、1851年にロンドンで初めて開かれました。日本が国として万博にかかわったのは、1862年のロンドン万博を幕府の使節団が訪問したのが始まりです。1867年にはパリ万博に初めて正式に出品しました。

国内ではこれまでに、1970年の大阪万博、2005年の愛知万博が開催されました。また、明

治時代には、殖産興業のための国家的博覧会として、5回の「内国勸業博覧会」が開かれています。

電子展示会「博覧会—近代技術の展示場」では、国立国会図書館が所蔵する博覧会の報告書や、当時の新聞・雑誌、復刻版資料をもとに、19世紀後半の博覧会を通して、当時の国内外の技術、産業の発達の様子をご紹介します。76点の資料から約740点の図版を、解説とともにインターネット上でご覧いただけます。第1部では、19世紀後半に開催された万博と内国勸業博覧会の概要、第2部、第3部では、出展された機械や発明品と技術の進展状況を解説しました。

展示会からいくつかのトピックをご紹介します。

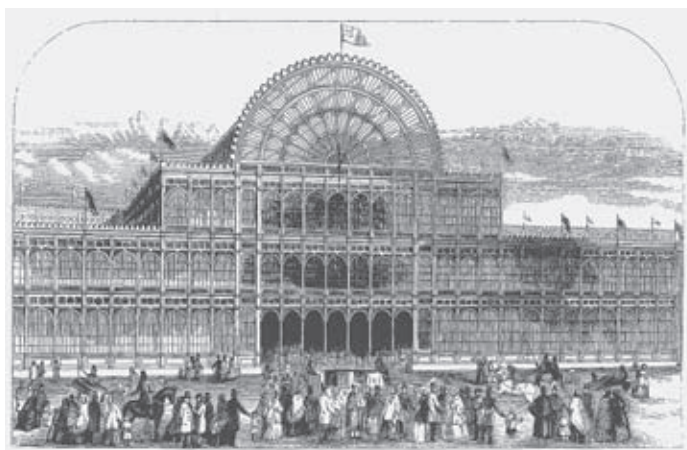


写真1 水晶宮（1851年ロンドン万博）
Official descriptive and illustrated catalogue of the Great Exhibition 1851. v.4.
 復刻版 Hon-no-Tomoshia, 1996. <D7-A72>



写真2 中産階級も労働者も会場に集った
 （1851年ロンドン万博）
A Collection of articles on the Great Exhibition, London, 1851 from The Illustrated London News, Punch, Household Words & The Times. v.3. 本の友社, 1996. <YP51-A506>



写真3 1862年ロンドン万博を訪れた幕府使節団
The Illustrated London News. v.40b (1862.5.24) Reprint
 ed. Kashiwashobo Pub. Co., 1997. <Z99-973>

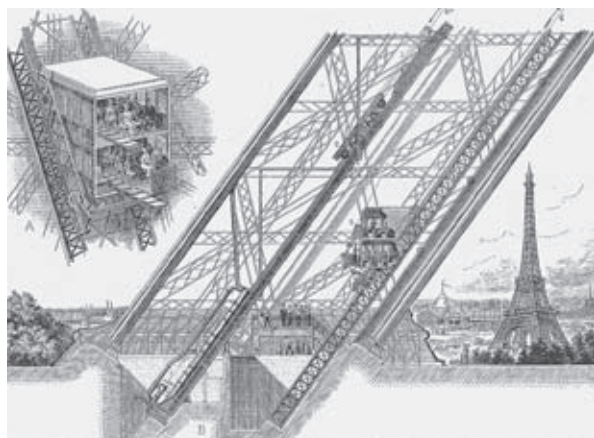


写真4 1889年パリ万博最大の呼び物「エッフェル塔」とエレベータの図
L'Exposition de Paris, 1889. Paris : Librairie illustrée, 1889.
 <YP51-A224>

万博 工業製品から多彩な内容へ

ロンドンで世界初の万博が開かれた1851年当時、イギリスは、18世紀末に始まった産業革命によって世界の工場として繁栄しており、国際的な博覧会を開催し、最先端の機械製品を見せることで、その工業力を世界に知らしめました。

多くの大衆が来場し、利益を生み出して、成功

に終わったロンドン万博の後、欧米各国は競って万博を開催します。特にパリでは、1900年までに5回の万博が行われています。回数を重ねるうちに、産業の競争・発展や、貿易の促進に直接結び付く展示だけでなく、各国の文物を見せるパビ

1 公式には国際博覧会。現在は、国際博覧会条約に基づき、国際博覧会事務局（BIE）が登録・認定を行っている。



写真5

写真5 農業用移動式蒸気機関 (1851年ロンドン万博)

Tallis's history and description of the Crystal Palace, and the Exhibition of the World's Industry in 1851. London : J. Tallis, [1851?] <D7-A28>

写真6 蒸気自動車 (1867年パリ万博)
Ducuing, F. (ed.) *L'Exposition universelle de 1867.* v.2. Paris : Administration, [1867?] <YP51-A223>

写真7 機械館で動力に使われた巨大な蒸気機関 (1876年フィラデルフィア万博)
Ingram, J.S. *The Centennial Exposition, described and illustrated.* Philadelphia : Hubbard Bros, c1876. <D7-A49>



写真6

写真8 会場内を走る高架電車 (1893年シカゴ万博)
Bancroft, H.H. *The book of the fair.* n.16. Chicago : The Bancroft Co., 1893. <YP51-A642>

写真9 何千もの電球で覆われたエディソントワー (1893年シカゴ万博)
Bancroft, H.H. *The book of the fair.* n.11. Chicago : The Bancroft Co., 1893. <YP51-A642>

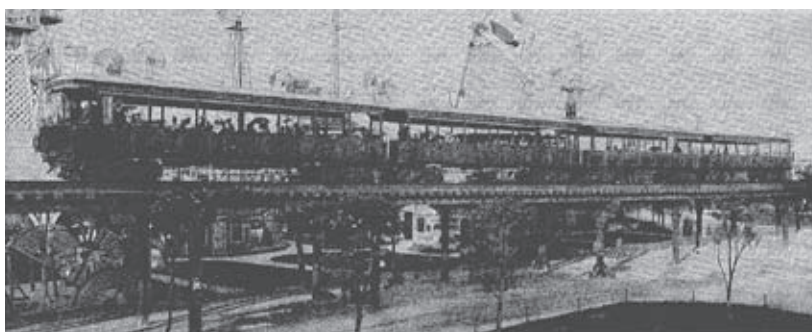


写真8



写真7

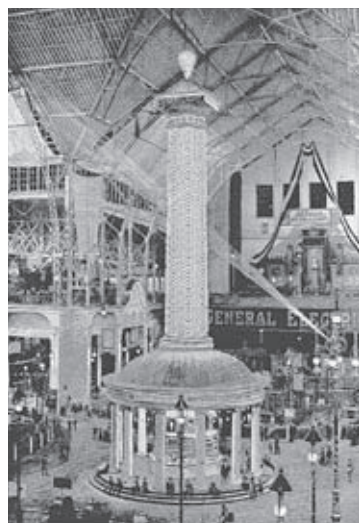


写真9

リオンや、呼び物、娯楽施設も設けられるようになり、現在の万博に近い華やかで大規模なものになりました。開催中の上海万博は7千万人の入場者を見込んでいるそうですが、1900年のパリ万博では、5千万人の入場者がありました。

第1部では、このような各万博の意義、特徴をご紹介します。

万博 蒸気から電気の時代へ

第2部では、万博に出展された機械を、機関車・電車、電信電話、農業機械、医療機器等、15種類に分けて紹介しています。機械を動かす動力が19世紀に大きく変化していく様は、見逃せない技術の変革です。18世紀に鉱山で水を汲み出すために使われ始めた蒸気機関は、熱効率を高めたり小型

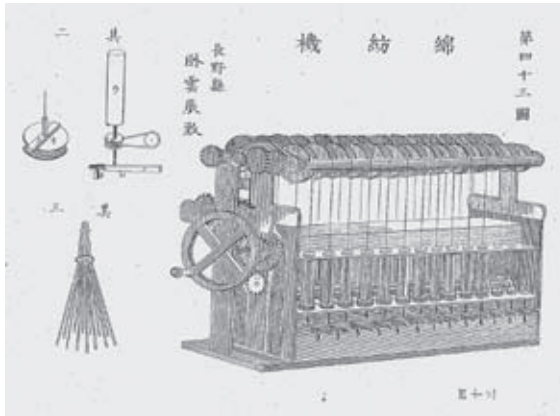


写真10 在来産業から生まれた発明品で、第1回内国勸業博覧会で「本会第一」と評された臥雲辰致の紡績機。ハンドルを回すと、ブリキの筒から40本の綿糸が抽出される。しかし当時は特許制度がなく、多くの模造品が作られ、臥雲の生活は困窮を極めた。その後、専売特許条例が公布・施行され、臥雲も藍綬褒章を受けている。『明治十年内国勸業博覧会出品解説』第10巻 明治11（1878）年内国勸業博覧会事務局刊 <YDM42222>

化するなど、改良が重ねられ、様々な分野で応用されました。のちには、より軽く、効率の良い熱機関として、ガソリンエンジンなどの開発が進みますが、それより一歩早く、19世紀の万博で花形となったのが、電気エネルギーを使う機械でした。

1893年のシカゴ万博では、電力の様々な応用事例が紹介され、アメリカが新しい技術の時代に入ったことを示しました。電気館には直流型と交流型の発電機が展示され、会場内では、人々が運河の電気ボートや循環式の高架電車、夜間のイルミネーションを楽しみました。

明治の産業奨励

一方、明治維新後の日本でも、富国強兵・殖産興業の一環として、明治10（1877）年から明治36（1903）年にかけて、5回の「内国勸業博覧会」が

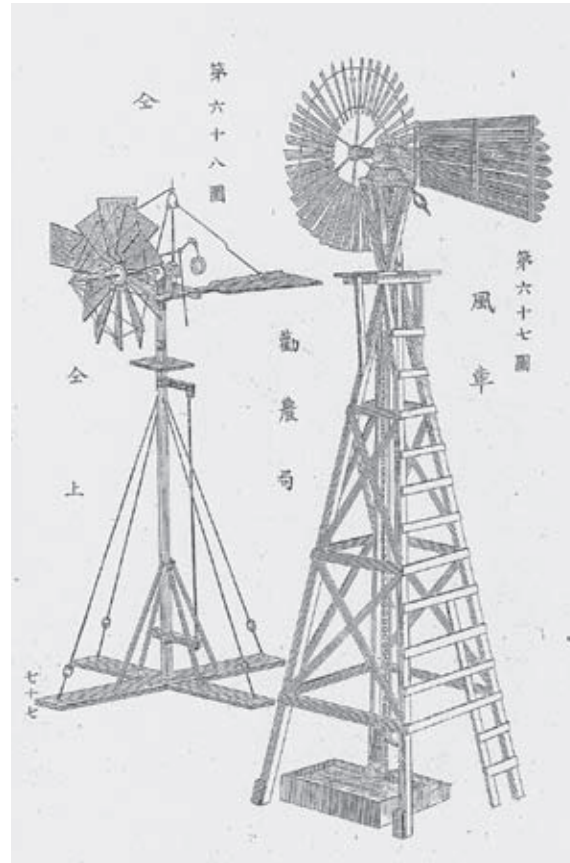


写真11 内務省勤農局出品の米国製風車（第1回内国勸業博覧会）『明治十年内国勸業博覧会出品解説』第10巻 明治11（1878）年内国勸業博覧会事務局刊 <YDM42222>

開かれました。当初の出展品は政府によるものが最も多く、西洋の技術を紹介するために、外国から購入した品々や日本の産業に合わせて作り替えた機械が出品されました。中には、今見ても何に使うのかわからないような機械、審査で実用には向かないと評された機械もありましたが、民間からの出展品も増え、第5回の頃には、現在まで続く企業の創始者たちによる出品もみられます。当初は、農業関係、紡績関係の出展が多く、しだいに大型の機械が作られるようになり、蒸気機関に必要な



写真12 会場内を走っていた電車（第3回国勤業博覧会）
 東京電灯株式会社編 『東京電灯株式会社開業五十年史』 1936年 東京電灯刊 <658-181>

ボイラーや、新たな動力である電気関係の出展が増えていきます。出展品からわかる日本の産業や技術の変化の様子を第3部でご紹介しています。

電子展示会では、ほかにも多数の図版で技術者の発明・改良の足跡や、博覧会の様子を紹介しています。ぜひご覧ください。

（展示委員会電子展示小委員会）

電子展示会「博覧会—近代技術の展示場」は、
 国立国会図書館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/>)
 >電子展示会>博覧会—近代技術の展示場
 からご覧になれます。



写真13 機械館をみる人々（第2回国勤業博覧会）
 『第二回国勤業博覧会』 明治14（1881）年 大橋堂刊
 <YDM42235>

米国議会図書館に残る戦前期の日本語文献

鈴木 宏宗



はじめに

国立国会図書館は、米国議会図書館（Library of Congress）の所蔵する日本語文献のデジタル化を予定している¹。その予備調査として、1月下旬に米国議会図書館アジア部を訪ね、日本の占領期に接収された戦前の日本語文献を中心に瞥見してきた。

日本語の古い文献は日本国内のみに残されているわけではない。世界各地に存在している。なかでも米国には、占領下の日本で刊行された出版物のコレクションであるプランゲ文庫のように、国立国会図書館を含めて日本国内の図書館や資料館に見当たらない文献が残されていることもある。明治8（1875）年に米国議会図書館がスミソニアン協会を通じて、日本政府に刊行物の国際交換を申し込んだ記録も残っている²。米国議会図書館

における日本語文献については、調査報告や目録が刊行されており、太平洋戦争後に米国陸海軍共管のワシントン・ドキュメント・センター（WDC）によって日本から接収されて米国へ渡った資料についての研究は、大いに参考になった³。

米国議会図書館の日本語文献

米国議会図書館は、世界でも最大級の図書館である。建物に入る際には、セキュリティのために、職員も利用者も観光客も毎回金属探知ゲートをくぐり、チェックを受けていた。また建物から出るときには、カバンを持っているとその中身を衛視に見せて退出した。

図書形態の日本語文献（日本以外の地域で刊行されたものも含む）の多くは、アジア部（Asian Division）で所蔵している。資料形態が地図やポ

スターといったものは、それぞれの資料を担当する部門が取り扱っている⁴。

今回、資料を調査する際に、アジア部のご厚意で書庫内に机を設けていただいた。同部の閲覧室・事務室と書庫は、異なる建物にある。書庫に入るためには、立ち入りの権限を付与されたカードを職員が機器にかざさなければ扉が開かない（この点は、国立国会図書館も同様である）。そのため調査の期間中は、毎朝、アジア部の職員の方に、地下通路を歩いて書庫まで付き添っていただいた。また、米国に駐在している当館職員の援助でスムーズに作業を行うことができた。

今回の調査では、デジタル化の対象として想定している戦前期に刊行された資料群について瞥見し、江戸期以前の文献や最近のものについては、調査の対象外とした⁵。ただ、江戸期以前の刊行書にも、陸軍士官学校等陸軍関係の蔵書印のある書物が相当あり⁶、米国議会図書館の所蔵に至る



アダムス館内のアジア部書庫

経緯を考えると興味深い。訪問の前に、「内務省検閲本」⁷や「旧日本陸海軍資料」⁸、「戦前期発行和雑誌」といった、いくつかの資料群について知ってはいたが、それに加え、「満鉄関係資料」、主に戦前の翻訳書からなる「翻訳コレクション」と称される資料群などについても、それぞれの全体像を把握するように努めた。

書庫の中では、書誌データの整備状況、資料の分量、現状などを、実際に書架の前に立って調査した。事前に米国議会図書館のオンライン目録や田中氏の目録（注3参照）などで、ある程度、書誌データを確認してはいたが、実物を確認することによって、その保存状態や中身を含めて資料の特色や傾向を大まかに把握することができ、大いに有益であった。

これらのすべてを詳細に調査することは時間的に無理であったので、一部を抜き出して国立国会図書館での所蔵を確認してみた。米国議会図書館ではほとんどの資料について書誌データを作成しているが、図書館の一般的な図書の目録データ（1冊ごとに書名や著者、発行者などが記録されている）とは異なり、複数の図書を一括したコレクション・グループ全体で一つのデータが作られているものもあった（コレクションレベルカタログ）。たとえば、“Senzen senchu no hon'yaku tosho. Naimusho ken'etsu. Shukyo oyobi tetsugaku”（戦前戦中の翻訳図書 内務省検閲 宗教および



日本語文献が収められた書架

哲学)というタイトルで、11冊まとめて一つの書誌データがつくられている。検索結果では各冊の書名や著者名がヘボン式ローマ字で表示されるものの、1冊ごとの情報が少ないため、インターネット上のNDL-OPAC(国立国会図書館蔵書検索・申込システム)や、Webcat(国立情報学研究所の目録、所在情報データベース)、「日本の古本屋」といったデータベースを再度検索して個々の資料の書誌データを確認していった。米国にしながら日本語文献のデータベースをすぐに使えることには、便利さを感じた。ただ、NDL-OPACは相対的に情報が詳しいが、稼働していない時間(15時半~17時。日本時間で5時半~7時)にあたりと残念であった。たしかに以前よりもアクセスできない時間帯は短くなっており、部分的には総合目録「ゆにかねっと」などで探すことが可能ではあったが、米国等から寄せられる稼働時間への要望の切実さを身をもって体験することとなった。

調査を終えて

今回の調査では、資料群を全体としてデジタル化するメリットがあるかといった点や、書誌データが整備されていてデジタル化の作業に取りかかりやすいのはどの資料群か、資料の状態がデジタル化に耐えられるかなどの点に重点をおいて調査した。

調査対象とした資料は、全体として経年による劣化はあるが、おおむね良い状態のものが多かった。これらの資料は、「内務省検閲本」のように、ある程度、旧蔵機関ごとにまとまったものもあれば、「満鉄関係資料」のように、ある特定のテーマのもとに集まったものもある。書誌データの整備状況は、資料群によってまちまちであり、一律に対応するのは困難であることがわかった。コレクションレベルカタログでは、デジタル化に必要な書誌情報としては足りないように見受けられた。

いくつかの資料群のうち、「内務省検閲本」の一部は国立国会図書館に返還されており(本誌pp.27-31「出版の歴史を残す」参照)、また、マイクロフィルム化され、国立国会図書館で閲覧できるもの⁹もあるが、実際の検閲官の書き込みの朱などは、現物でみるとはっきりわかるものである。近年、戦前期の検閲図書に関する研究も増えてきており¹⁰、デジタル化されることで、広く関心を集めるのではないかと思われる。

米国議会図書館のデジタル化

調査とは別に、米国議会図書館内で蔵書のデジタル化作業を見せていただいた。原則として館外には蔵書を持ち出さないそうである。資料のチェック、撮影の実際、撮影データの確認といった一連の作業の一端を垣間見ることができた。さらに、作業開始までの関連部門の打ち合わせ（資料の管理、資料の移動、デジタル撮影の各担当者が調整を行い、ワークフローを作る）などについて聞き、プロジェクトを進めるにあたって、調整から実施までの苦労を実感した。

謝辞

今回の調査は本当に短い期間であったが、多くの点で米国議会図書館アジア部日本チームの司書（Reference Librarian）である伊東英一氏、Mari Nakahara氏、Kiyoyo Y. Pipher氏のお世話になった。海外での調査でありながら、日本語でコミュニケーションできたことは大変ありがたかった。

（すずき ひろむね 主題情報部政治史料課）

1 平成22年7月6日、米国議会図書館との間で、デジタル化についての協力協定が締結された。「内務省検閲本」「旧陸海軍資料」「戦前期発行和雑誌」の約1万タイトルを対象として、平成22年度中に作業を開始する予定である。

2 斎藤毅「日本における出版物国際交換事業の歴史」『図書館研究シリーズ』(5) 1962.3 pp.165-198

3 現状と今後の課題を考える上で、和田敦彦「流通・所蔵情報をとらえる文学研究へ 米議会図書館所蔵の占領期被接収文献について」『日本文学』57 (1) 2008.1 pp.56-67は大変参考になった。WDCについては吉村敬子「米国議会図書館日本課のWDCコレクション」『Intelligence』(10) 2008.8 pp.12-19を参考にした。日米の書物交流史については、和田敦彦『書物の日米関係 リテラシー史に向けて』（新曜社 2007）が詳しい。米国議会図書館の日本語資料に関しては、主として次の目録がそれぞれの解説とともに大変有益であった。田中宏巳編『米議会図書館所蔵占領被接収旧陸海軍資料総目録 1992年5月現在』（東洋書林 1995）、吉村敬子編『戦前・戦後検閲資料及び文書 1955年以前 米国議会図書館所蔵マイクロ化資料チェックリスト 1-3』（文正書院 2009 前掲、吉村論文を収録）、井村哲郎編『米国議会図書館所蔵戦前期アジア関係日本語逐次刊行物目録』（アジア経済研究所 1995）。特定のテーマについて紹介しているものに、伊東英一「米国議会図書館所蔵南満洲鉄道株式会社関係資料の保管と利用について」アジア経済研究所図書館編『日米中における満鉄関係資料等の利用と保存をめぐる諸問題 国際ワークショップ報告書』（日本貿易振興機構アジア経済研究所 2009.3）（http://opac.ide.go.jp/asia_archive/documents/kanren_workshop/kanren_workshop.pdf）、星美恵「LC所蔵日本占領期発行雑誌の整理に携って」『国立国会図書館月報』（380）1992.11 pp.14-17

4 地図については、小林茂編『近代日本の地図作製とアジア太平洋地域 「外邦図」へのアプローチ』（大阪大学出版会 2009）に収録の諸論考が参考になる。Prints and Photographs Divisionでは戦後の日本の政党のポスターを含むYanker Poster Collectionを所蔵している（Prints and Photographs Divisionのオンライン目録（<http://www.loc.gov/pictures/>）で検索可能）。

5 江戸期以前の書籍については、米国議会図書館蔵日本古典籍目録刊行会編『米国議会図書館蔵日本古典籍目録』（八木書店 2003）がある。

6 前掲、『米国議会図書館蔵日本古典籍目録』序文。

7 大滝則忠氏（東京農業大学教授）が調査を行っており、出張前に話を聞くことができた。その後、同氏は日本図書館文化史研究会例会で「米国議会図書館所蔵の日本検閲コレクションの意義：近代発禁図書の本を探して」を発表している（2010年6月19日）。

8 前掲、田中の目録で検索可能。

9 前掲、吉村の目録で検索可能。国立国会図書館では“Japanese government documents and censored publications : publications”として一部を東京本館憲政資料室で公開している。

10 例えば、浅岡邦雄、小泉徹「戦前期内務省における出版検閲 禁止処分のいろいろ」『大学図書館問題研究会誌』（32）2009.8 pp.29-42

出版の歴史を残す

戦前・戦中の発禁図書コレクション



国立国会図書館は、戦前・戦中の日本で検閲による処分を受けた図書を所蔵しています。このコレクションは、ほとんどが発禁処分を受けたものであることから「発禁図書」と呼ばれています。日本の出版史を明らかにするための重要な手がかりの一つである「発禁図書」が、国立国会図書館の蔵書となった経緯をご紹介します。

昭和51（1976）年から翌52（1977）年にかけて、米国議会図書館から千点余りの図書が日本に返還され、国立国会図書館の蔵書となりました。

これらの図書は、戦前・戦中の日本において、出版物の検閲に使われたものです。明治26（1893）年に制定された出版法（昭和24（1949）年廃止）では、出版を行おうとする者は、出版物を発行する3日前までに、製本したものの2部を内務省に提出することが義務づけられていました。内務省では提出された出版物を検閲し、その内容が安寧秩序を妨害し、または風俗を壊乱すると判断したものについて、発売頒布禁止（発禁）処分や削除処分などの措置をとりました。

検閲に使われた図書のうち、発禁などの処分を受けたものは、内務省の書庫に保管されました*。第二次世界大戦後、米国陸海軍の共同機関である

ワシントン・ドキュメント・センターにより、日本の省庁や政府諸機関から公文書の接收が行われましたが、このとき内務省が保管していた検閲図書も接收の対象となりました。接收された検閲図書は、のちに米国議会図書館に移管されました。

1960年代の終わりに、当時の国立国会図書館長は米国議会図書館長に対し、検閲図書の返還を求めました。一方1970年代に入ると、日本の研究者やジャーナリストによる、接收公文書の返還要求運動が盛んになりました。国会での審議も開

*検閲の結果、内容に支障がないとされた検閲原本の一部は、昭和12年頃から複数の東京市立図書館に委託された（『千代田図書館八十年史』（千代田区刊 1968年）によれば、日比谷図書館に一括して委託され、駿河台図書館、京橋図書館、深川図書館に分配された）。千代田区立千代田図書館（旧駿河台図書館）、中央区立京橋図書館、江東区立深川図書館では、これらの図書を現在も保管している（館外貸出不可。利用方法は各館へ）。

始され、検閲図書の返還交渉も、この流れで行われることになりました。

国立国会図書館は、内務省が発行した『禁止単行本目録』（復刻版は、『発禁本関係資料集成 1-3』 湖北社刊 1976-1977年）から当時所蔵していなかったものを選び、返還希望リストを作成しました。米国議会図書館は、検閲図書をすでに自館の蔵書に組み込んでいましたが、リストをもとに所在を調査し、見つかった1,062点をマイクロフィルムに撮影した後、原本を6回に分けて日本に返還しました。国立国会図書館では、これらの図書に「特501」で始まる請求記号をつけ、まとめて保管しています。

このコレクションには、いくつかの特徴があります。まず、多くが発禁処分を受けた図書であるため、外部に流通していない稀少なものが含まれています。また、米国議会図書館の蔵書票（写真1）や分類ラベル（写真2）がついたものが散見されます。

そして最大の特徴は、ほとんどの図書に検閲のあとが残っていることです。『ロシヤ革命運動史』（写真3）には、内務省の受入印（①）、発売頒布禁止の決定印（②）、整理番号印（③）が押されています。朱書きのメモは、最初にこの図書を検閲した係官が意見を述べたもので、これをもとに上役である図書課長、警保局長が処分を検討した



写真1



写真2

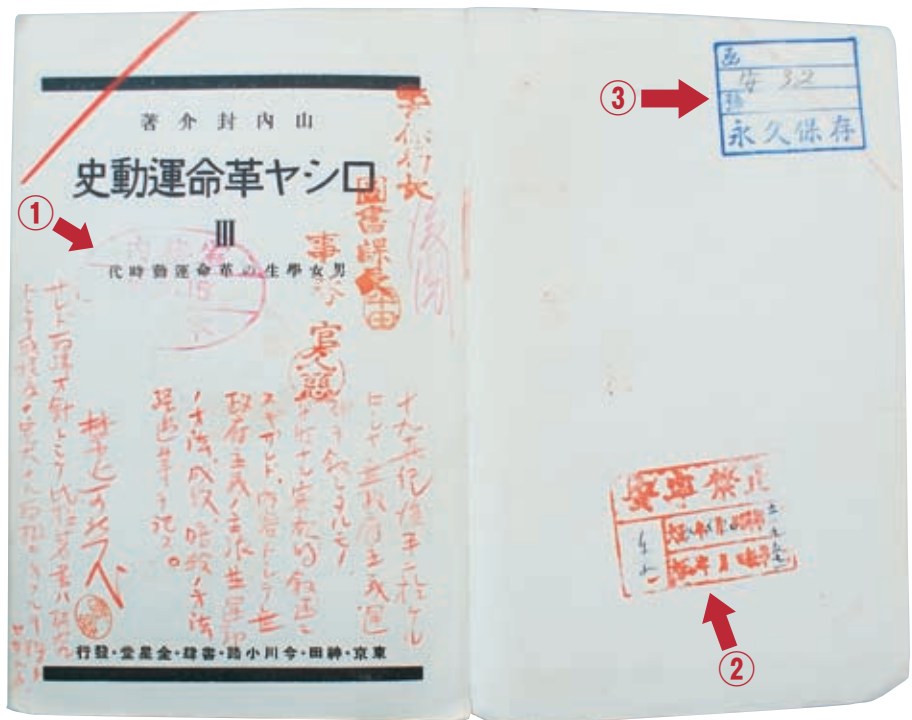


写真3 山内封介著 『ロシヤ革命運動史 第3輯』 金星堂刊 大正15（1926）年 標題紙

様子がうかがえます。

『正気』(5.15事件の被告に対する清瀬一郎の弁護録)(写真4)には、処分の検討に使われたカードが添えられています。「安寧不問可然哉」つまり

り安寧秩序の妨害にあたらぬのではないか、という伺いについて反対意見が出され、「安寧禁止」つまり安寧秩序の妨害により発売頒布禁止と決定されたことがわかります。

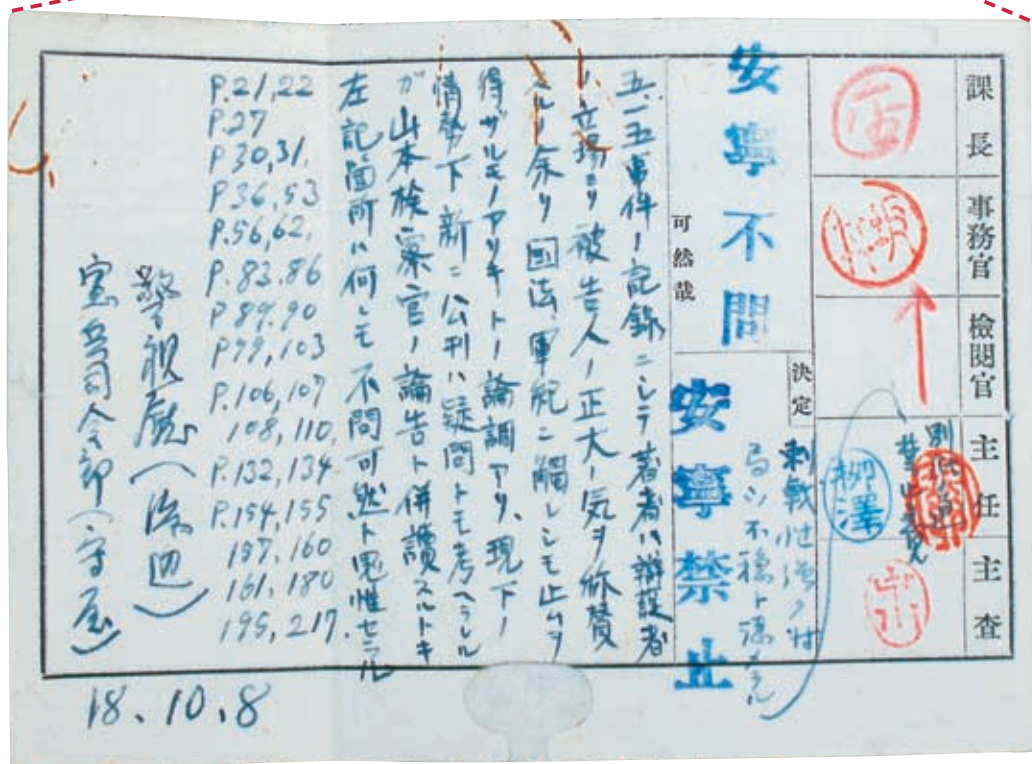
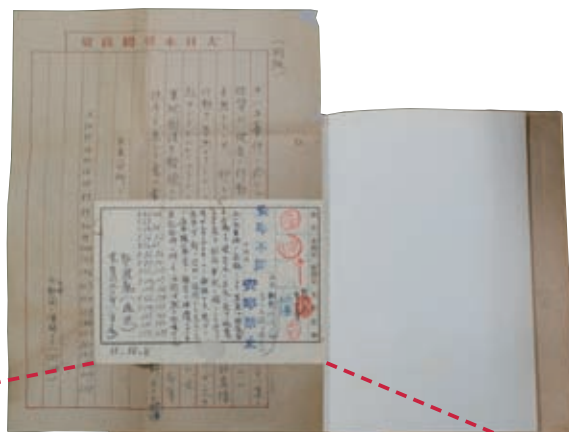


写真4 清瀬一郎著『正気』砂子屋書房刊 昭和18(1943)年 綴じ込まれた内務省のカード(後ろはその別紙)



写真5 久保寺三郎著『農村の崩壊』大衆公論社刊
昭和5（1930）年 表紙（部分）

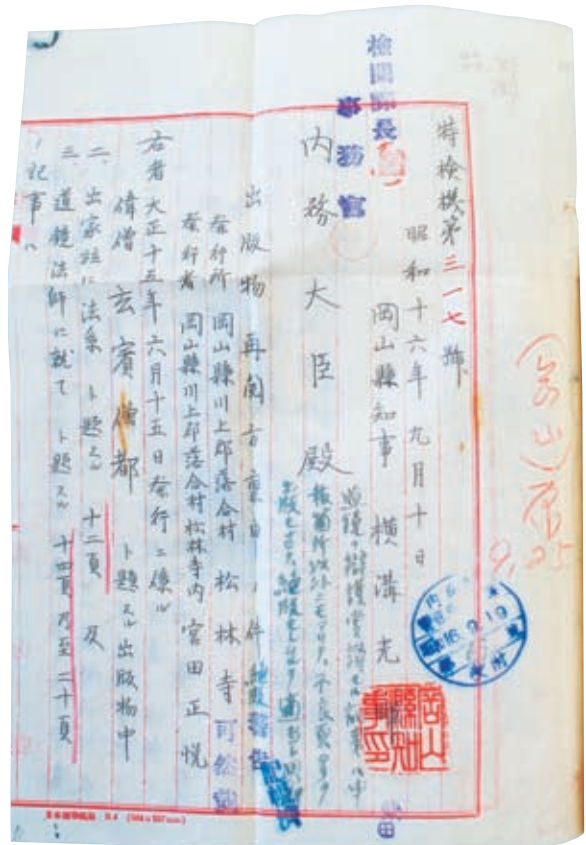


写真6 宮田正悦著『偉僧玄奘僧都』松林寺刊
大正15（1926）年 挟み込まれた稟申書

このほか、特別高等警察（特高）による差押票が貼られた図書（写真5）、県知事から内務大臣への稟申書が添えられた図書（写真6）、本文に検閲用の書き込みがある図書（写真7）などもあります。

国立国会図書館には、上記のほかにもうひとつ、別の来歴をもつ発禁図書もあります。

国立国会図書館の前身である帝国図書館には、内務省に提出された図書2部のうち、1部が副本として交付されることになっていました。当初、検閲による処分を受けた図書の副本は交付の対象

外でしたが、内務省が保管している検閲図書が大正12（1923）年の関東大震災で焼失したことなどを理由に帝国図書館が内務省に交渉した結果、昭和12（1937）年以降、処分を受けた図書についても、帝国図書館が副本を受け取るようになりました。これらの図書は閲覧を禁止され、書庫内で別置されました。また、帝国図書館がすでに所蔵していた図書がさかのぼって処分を受け、閲覧停止となることもありました。

内務省から帝国図書館へ交付された発禁図書は、戦後、国立国会図書館に引き継がれ、一部書庫の中に分散されましたが、残りは「特500」で

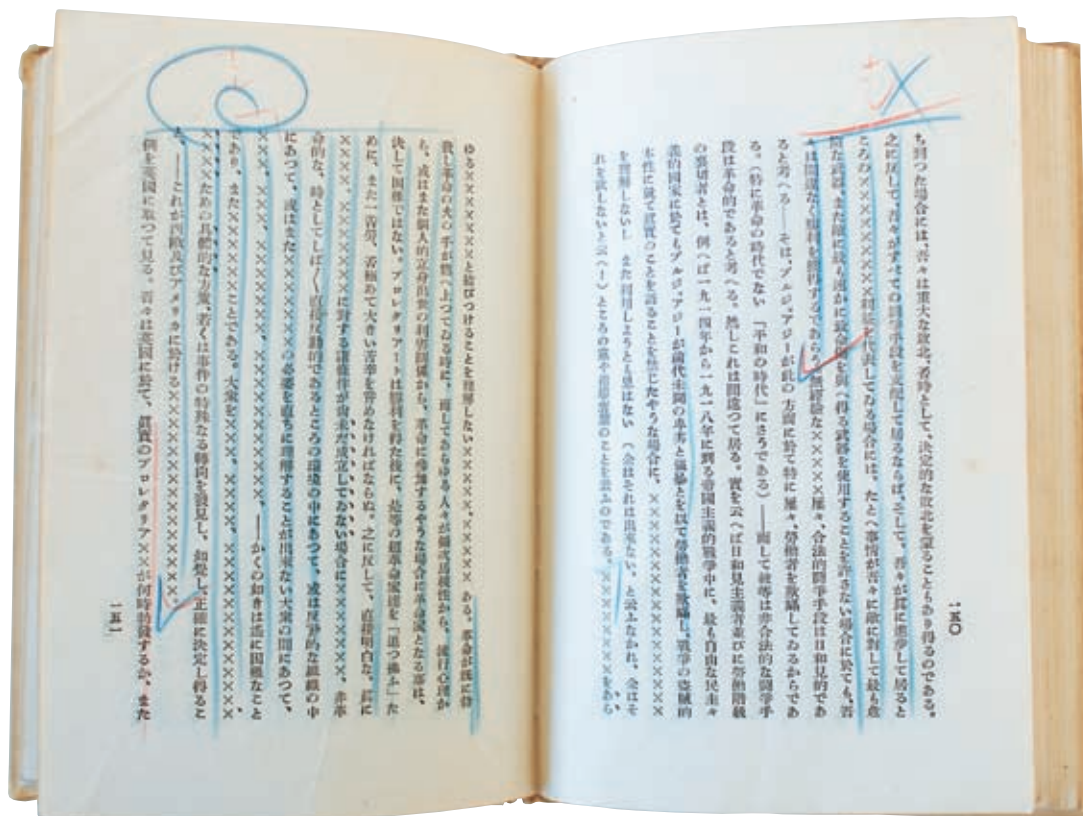


写真7 ニコライ・レーニン著 和田哲二訳 『左翼小児病』 希望閣刊 大正15 (1926) 年 pp.150-151

始まる請求記号をつけてまとめられ、いずれも閲覧できるようになりました。

ロフィルムやデジタル画像などの複製物でのご利用となります。平成23年度中には、すべての発禁図書をデジタル画像で提供する予定です。

発禁図書の一部は、平成22年6月現在、マイク

(資料提供部図書課)

国立国会図書館所蔵の発禁図書について
より深く知るために

- 岡田温 「旧上野図書館の収書方針とその蔵書」『図書館研究シリーズ』(5) 1961.12
＜請求記号 Z21-127＞
- 大滝則忠 「戦前期出版警察法制下の図書館—その閲覧禁止本についての歴史的素描—」『参考書誌研究』(2) 1971.1 ＜請求記号 Z21-291＞
(<http://navi.ndl.go.jp/bibliography/tmp/02-05.pdf>)
- 松浦総三 「返ってきた占領軍接收資料—極秘文書・図書の公開を望む—」『出版ニュース』(96) 1975.2 上旬 ＜請求記号 Z21-164＞
- 外垣豊重 「米国側接收発禁図書の返還とその経緯について」『国立国会図書館月報』(187) 1976.10
＜請求記号 Z21-146＞
- 外垣豊重 「完了した接收発禁図書の返還」『日本古書通信』(420) 1979.4
＜請求記号 Z21-160＞

本屋にない本

国立国会図書館は、法律によって定められた納本制度により、日本国内の出版物を広く収集しています。このコーナーでは、主として取次店を通さない国内出版物を取り上げて、ご紹介します。

全国高等学校野球選手権大会史 第81-90回

朝日新聞社編 朝日新聞社、日本高等学校野球連盟刊
2009.4 641頁 31cm <請求記号 FS35-J158>

選抜高等学校野球大会80年史

毎日新聞社編 毎日新聞社、日本高等学校野球連盟刊
2008.11 310頁 31cm <請求記号 FS35-J147>

高校野球（硬式）の全国大会は、春と夏に甲子園球場で開催される。春は「選抜大会」、夏は「選手権大会」である。本書は、「選抜」第80回大会、「選手権」第90回大会を迎えた2008年を節目として、それぞれの主催者から発行された記録集である。記録集はこれまで何度か刊行されており、両書とも、前回の記録集刊行後の大会を中心としている。

夏の大会は、3年生にとって最後の大会であり、都道府県別の予選（地方大会）から全国大会まで一度負けたら終わりというトーナメント戦で、大いに盛り上がる。『選手権大会史』は、81回～90回大会の全試合のデータのほか、地方大会についても全試合の結果が掲載され充実した内容である。地方大会ならではのエピソードとして、25年間1勝もできずに隣接校と合併する高校の話などもある。様々な記録や高校野球実態調査も収録する。都道府県別勝率の1位は、愛媛県（勝率6割6分5厘）。「頭髪は丸刈り」69.2%、「練習合間や休憩時間に自由に水分補給可」94.0%、「照明設備あり」60.5%など、高校野球部の実態がわかる（数字は2008年度調査）。

いっぽう『選抜80年史』は、61回～80回大会の試合結果と詳細なデータを収録する。開会式の選手宣誓の言葉（抜粋）もある。かつては毎年ほぼ同内容の宣誓文句であったと思うが、最近は選手の自由



左から『選手権』口絵 p.3、『選抜』口絵 p.3

な表現となったことがわかる。また、選考経過や選考の基礎データとなる各地区大会の結果も掲載する。記憶に新しいところでは、2001年に設けられた「21世紀枠」の創設の経緯や選考基準、全都道府県からの推薦校一覧なども記載されている（筆者の母校も21世紀枠で出場した）。また、この期間の大きな出来事として、1995年1月の阪神淡路大震災がある。選抜大会の開催が危ぶまれたが、地元の状況・心情に配慮しながら、被災住民の励ましになることを願いつつ大会は開催された。第1回大会以降の入場行進曲名も一覧で掲載し、時代を感じさせる（「上を向いて歩こう」「世界に一つだけの花」など）。その他、日本の野球に初めて背番号が登場したのは選抜大会であった、かつては個人賞制度があったなどのエピソードも掲載する。

マリナーズのイチロー選手など、現在国内外で活躍している選手の高校時代の写真もあり、当時をしのばせる。第1回大会（春：1924年、夏：1915年）以降の全出場校や試合結果等も掲載するデータ集であるが、今回収録されている大会以前の詳細な記録は、過去に刊行された記録集を参照されたい。

（調査及び立法考査局調査企画課 石井 俊行^{いしい としゆき}）

入手を希望の方は
こちらにお問い合わせ
ください
(数に限りがあります)

【全国高等学校野球選手権大会史 第81～90回】6500円(税込)送料別
朝日イベント・プラス 0120-013-193 (フリーダイヤル)
【選抜高等学校野球大会80年史】3860円(税・送料込み)
毎日新聞大阪本社総合事業局事業部 06(6346)8371

日本のカメは今…

宍道湖自然館第17回特別展
「カメは生きています！」展示解説

島根県立宍道湖自然館ゴビウス、ホシザキグリーン財団刊
〒691-0076 出雲市園町沖の島1659-5
2009.7 84頁 30cm <請求記号 RA564-J3>

公園の池の石の上で、わらわらとカメが甲羅干しをしている。一見、のどかである。このカメの種類は？ どこから来たのか？ 本書で提示されるその答えは、まったくのどかなものではない。現在、都会に生息するカメの多くは、ペットの子ガメが予想以上に成長し捨てられたもので、ほとんどが外来種のアカミミガメだという。ペットショップや露天で売られている「ミドリガメ」は実は商品名で、外国産のアカミミガメやチズガメなどの子ガメの総称なのだが、そのことを知っている人は多くはない。日本では、カメは長寿のシンボルとして人気だが、それにしても、実際のカメについての私たちの知識は十分とはいえない。

本書は、宍道湖自然館で2009年7月に開催された特別展「カメは生きています！」の展示解説で、カメの現状にまつわる10以上の文章が寄稿されている。専門的な論文も含まれているが、数多くのカラー写真とわかりやすい文体により、一般人でも楽しめる読み物となっている。日本在来のカメの研究や保護活動報告、ペットとして持ち込まれる外国産のカメや水辺の生物と河川の問題などについて考察するほか、カメの「ミニ図鑑」的なコーナーもある。「ミドリガメ移入にまつわるQ&A」では、商品名「ミドリガメ」の日本への輸入量などの基礎データだけでなく、かつてはお菓子やクレーンゲームの景品

に用いられ、時には毒を持つと誤解されるといった、波乱万丈の歩みが紹介されている。

本書の報告によると、イシガメやクサガメなどの日本在来種のカメはどんどん数が減っている。その要因は、より

強い生命力を持つ外来種のカメとの生存競争や河川工事やダム開発によって生活圏を奪われたり、アライグマなど外来の肉食動物の餌食になったり、さらにはゴミの投棄による水辺の汚染被害を受けるなど複合的なものだという。河川の氾濫を防ぐコンクリートの水路やダム、水田に直接水を引くパイプラインは、人間にとっては便利であっても、水辺の生き物にとっては命取りだ。まっすぐなコンクリート護岸で増水すれば、水棲生物たちは流されてしまう。パイプラインの普及によって、彼らの生息場所であるため池が消滅しつつある。人間にとっては無駄でやっかいなものでも、自然の生態系の中では役割を果たしているということが、本書では具体的に紹介されている。外来生物にしても本来は人間が持ち込んだものである。人の生活も自然の一部であり、もっと大きな視野と配慮を持って行動しなければならないことに気づかされる。和ガメ保護団体や研究者たちの試行錯誤を続けながらの地道な保護活動報告には、頭が下がる思いである。

(主題情報部科学技術・経済課 きし じゅん 岸 淳)

※本書は島根県立宍道湖自然館ゴビウス内のミュージアムショップで入手可能です(1部800円)。



文楽の衣裳

国立文楽劇場事業推進課編、日本芸術文化振興会刊
(古典芸能入門シリーズ 4)
〒542-0073 大阪市中央区日本橋1-12-10
2009.8 135頁 30cm <請求記号 KD475-J34>

この4月、老朽化による建て替えのために最後の興行を終えた歌舞伎座には、連日多くの人々が詰めかけた。歴史ある建物への愛惜も去ることながら、歌舞伎人気の高さを物語る現象の一つであろう。この歌舞伎と並んで人気があり、ユネスコの世界無形文化遺産にも登録されている日本の伝統芸能が、人形浄瑠璃文楽（以下、文楽）である。

文楽は、語りと三味線に合わせて一体の人形を3人の人形遣いが巧みに操る、世界にも類を見ない「人形劇」である。操られる人形達は、人形であることを忘れてしまうほど生き生きと舞台上で動き回る。むしろ、決まった顔の人形であるがゆえに、純粹にその登場人物たちに感情移入しやすいという、生身の人間の舞台とはまた違った良さがある。演目も「国姓爺合戦」などの歴史上の人物の伝説や実話をもとにした時代物のほか、世話物の名作「曾根崎心中」のように市井の庶民の暮らしや男女の恋愛に題材を得たものなど非常にバラエティに富んでおり、何度劇場に通っても飽きることがない。

今回紹介する『文楽の衣裳』は、国立文楽劇場が、これら文楽鑑賞の手引きとなるよう昭和60年から発行している、「古典芸能入門シリーズ」の第4弾である。

全体は、有名な演目の簡単なあらすじや舞台写真とともに代表的な登場人物の衣裳を紹介する「舞台上の衣裳」から始まり、衣裳が舞台に登場するまで

の過程を説明する「衣裳の舞台裏」を経て、主に服飾史の観点から文楽の衣裳を解説する「衣裳の解説」へ進むという三部構成になっているので、頁を追うごとに専門的な知識を身につけることができる。

加えて巻末には、演目名から登場人物の役名と登場する段名を検索できる索引も付されている。

文楽の本場・国立文楽劇場が編集した本だけに、劇場が所蔵するカラー写真が豊富に使われており、それらを眺めているだけでも楽しい。また特に、人形遣いによる手の込んだ衣裳の仕立てや「人形拵え」（人形への衣裳着付け）が説明される「衣裳の舞台裏」を見ると、人形が各演目の登場人物に作りあげられていく過程の細やかさに驚かされるだろう。同じ顔の人形が、演目により役を演じ分ける表情豊かな人間のように見えるのは、人形遣いによって愛情深く魂を込められているからだということがよくわかる。

年季の入った文楽ファンも初心者も、改めて文楽を観たくなること確実な一冊である。

(総務部人事課 幡谷 祐子)



※入手をご希望の方は、国立文楽劇場事業推進課
電話 06 (6212) 5085へお問い合わせください。
1部3,300円です。

OCLCを通じた JAPAN/MARCの 提供

国立国会図書館と米国のOCLC (Online Computer Library Center, Inc.) は、国立国会図書館が作成した書誌データ (JAPAN/MARC) 約500万件を、OCLCが維持管理する書誌データベースWorldCatを通じて国際的に提供することに合意した。提供の対象は、JAPAN/MARCの単行資料 (Monographs) および典拠 (Authorities) データである。

OCLCは、目録の共有による図書館管理コストの削減および図書館協力を通じた知識と情報の共有により、世界的な書誌アクセスの向上を目指す非営利の図書館サービス組織で、平成22年6月現在、世界170以上の国・地域で7万以上の図書館が参加している。

OCLCの登録利用者は、当館の書誌データをWorldCatからダウンロードし、加工することができるようになる。また、OCLCへ利用登録していなくても、WorldCat上でこれらの書誌データを検索することが可能となる。なお、当館は、WorldCatを通じた図書館間貸出しを行わない。

JAPAN/MARCがWorldCat上で利用可能となるのは8月以降の予定である。詳細は、今後本誌および当館ホームページ等に掲載する。

平成22年度 国際子ども図書館 連絡会議

6月16日、国際子ども図書館において、第8回となる標記会議を開催した。国際子ども図書館と協力関係にある13の機関・団体から15名、国際子ども図書館から7名の職員が出席した。

会議では、国際子ども図書館から平成21年度の活動実績および平成22年度の実績について、インターネットを通じた情報発信に重点を置いて報告した。その後、児童サービス担当者の専門性確保の必要性などについて質疑および意見交換が行われた。続いて、国民読書年にちなんだ取組みに関して各機関が報告した。最後に、大阪府立中央図書館国際児童文学館*の現況報告が行われた。

*大阪府立国際児童館の資料を引き継いで、平成22年5月5日に開館した。

お知らせ

■ 国際子ども図書館
開館10周年記念及び
国民読書年展示会
「世界の
バリアフリー絵本展
——国際児童図書評議会
2009年推薦図書展」



国際子ども図書館では、8月21日から「世界のバリアフリー絵本展——国際児童図書評議会2009年推薦図書展」を日本国際児童図書評議会（JBBY）との共催で開催します。この展示会では、国際児童図書評議会（IBBY）障害児図書資料センターが障害をもつ子どもたちのために選定した世界21か国の50作品を手にとりご覧いただけます。

点字や手話付きの絵本をはじめ、人形に触れて動かすことができる立体的な布絵本、古典の内容をやさしく書き下ろした本、障害者への理解を深めるための本など、さまざまな絵本を展示します。赤ちゃんや、読書が苦手な子どもたちも楽しむことができます。

バリアフリー絵本について知る機会、さらに、障害をもつ子どもたちへの理解を深める機会として、皆様のご来場をお待ちしています。

○お問い合わせ先

国立国会図書館国際子ども図書館 企画協力課

電話 03 (3827) 2053 (代表)

※この展示会は巡回展です。他の展示会場と会期については、JBBYのホームページ（<http://www.jbby.org/>）>What's new?>催事のご案内 をご覧ください。

| | |
|------|-------------------------------|
| 開催期間 | 8月21日（土）～ 9月12日（日） *月曜日は休館 |
| 開催時間 | 9:30～17:00 |
| 会場 | 国際子ども図書館 3階ホール |
| 入場 | 無料 |

お知らせ

■「子ども霞が関見学デー」 に参加します



昨年の様子（本の病院を見てもよう）

「子ども霞が関見学デー」は、子どもたちが広く社会を知る体験活動の機会として、また、国の業務に対する理解を深めてもらうことを目的として、文部科学省を中心に府省庁などが連携して、毎年夏休みに見学会などを実施するものです。

国立国会図書館では、次のプログラムを実施します。

- 日時 8月18日（水）(1) 11:00～12:00 (2) 14:00～15:00
19日（木）(1) 11:00～12:00 (2) 14:00～15:00
各回20名（引率者を含む）

○対象 小中学生および引率者

○プログラムの内容

「日本でいちばん大きい図書館を探検しよう」

- ・国立国会図書館はどんなところかな（役割、利用の仕方等）
- ・地下8階まである書庫に行ってみよう（集密書架、光庭等の見学）
- ・図書館員になってみよう～レファレンス体験（18日のみ）

午前：科学技術・経済情報室

午後：地図室

- ・本の病院を見てもよう（19日のみ）

○お申込方法

7月30日（金）までに往復はがきでお申し込みください。当日参加は受け付けておりませんので、ご注意ください。

引率者は1名まで、また、申込み多数の場合は抽選とさせていただきます。

往復はがきに、ご本人（子ども）氏名・年齢、引率者氏名、郵便番号、住所、電話番号、希望する日時（午前・午後を明記のこと）をご記入ください。返信用のはがきには、返信先（お申込み責任者）の郵便番号、住所、氏名をご記入ください。

○お申込み・お問い合わせ先

〒100-8924 国立国会図書館 総務部総務課広報係（住所不要）
電話 03（3506）5103（直通）



お知らせ

■ 国立国会図書館データベース フォーラム（関西館）

「国立国会図書館データベースフォーラム—さがす、しらべる、よむ。」は、国立国会図書館の作成するデータベースやコンテンツの内容、最新情報、知っていると便利な使い方を、デモンストレーションを交えながらご紹介する催しです。

今回は、第96回全国図書館大会奈良大会国立国会図書館関連行事として開催し、佐藤卓己氏（京都大学大学院教育学研究科准教授）に「近代デジタルライブラリー」などの利用事例をお話しいたします。

フォーラム当日には、希望者を対象に関西館の館内見学も実施します。入場無料です。みなさまのご参加をお待ちしております。

○日 時 9月15日（水）13:00～17:00

*館内見学は12:20～、17:10～の2回（各30分程度）

申込み多数の場合はご希望にそえないことがあります。

○会 場 関西館 大会議室

○定 員 300名（先着順。定員に達した時点で受付を終了します）

○お申込方法 ホームページ上の「データベースフォーラム参加申込専用ページ」
でお申し込みください。7月30日（金）から受付を開始します。

URL <http://www.ndl.go.jp/jp/event/events/dbf2010.html>

国立国会図書館ホームページ（<http://www.ndl.go.jp>）

> イベント・展示会情報

○お問い合わせ先

国立国会図書館関西館 総務課

電話 0774（98）1247（直通）

※東京本館では10月22日（金）に開催予定です。詳細は次号でお知らせします。



お知らせ

■ 平成22年度 「児童文学連続講座 —国際子ども図書館 所蔵資料を使って」

全国の各種図書館等で児童サービスに従事する図書館員の方を対象に、国際子ども図書館が広く収集してきた内外の児童書および関連書を活用した児童文学連続講座を開催します。

- テーマ 「日本の児童文学者たち」
- 総合監修 宮川健郎（武蔵野大学文学部教授、社団法人日本国際児童図書評議会（JBBY）副会長、国立国会図書館客員調査員）
- 日時 11月8日（月） 9:30～17:00
9日（火） 10:00～16:30
- 会場 国際子ども図書館 3階ホール
- 対象 現在、図書館や文庫等において児童サービスに従事する方。
- 定員 60名
1機関1名（原則として、同一市町村区内から1名）。
応募多数の場合は調整します。なお、2日間連続して受講できる方を優先します。
- 参加費 無料。ただし、旅費・滞在費等は受講者の負担とします。
- お申込方法 国際子ども図書館ホームページ（<http://www.kodomo.go.jp/>）
>展示会・イベント>イベントのお知らせ をご覧ください。
<http://www.kodomo.go.jp/event/evt/bnum/event2010-05.html>
- お申込み・お問い合わせ先
国立国会図書館国際子ども図書館 企画協力課協力係
〒110-0007 東京都台東区上野公園12-49
電話 03（3827）2053（代表） FAX 03（3827）2043
電子メール kenshu@kodomo.go.jp

お知らせ

■ 新刊案内

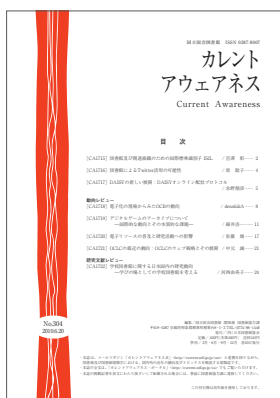
国立国会図書館の 編集・刊行物



外国の立法 立法情報 翻訳 解説 第244号 A4 156頁
季刊 1,890円 発売 日本図書館協会 (ISBN 978-4-87582-699-6)
<特集 原子力の利用と安全性>
・原子力の利用と安全性 (概論)
・アメリカの原子力法制と政策
・アメリカの原子力安全規制機関—原子力規制委員会 (NRC)
・EUにおける原子力の利用と安全性
・フランスにおける原子力安全透明化法—原子力安全庁及び地域情報委員会を中心に
・ドイツの脱原発政策のゆくえ
・韓国における原子力安全規制法制
・中国における原子力の安全性—原子力発電関連法規を中心に
・オーストラリアにおける放射性廃棄物管理の動向
<主要立法 (翻訳・解説) >
・韓国における DNA 身元確認情報データベース法の制定



レファレンス 713号 A4 108頁 月刊 1,050円 発売 日本図書館協会
・グーグル和解問題と国際的著作権保護
・企業収益の確保と社会課題の解決
・全国学力調査の見直し
・水問題をめぐる世界の現状と課題
・オランダ及び英国におけるイラク戦争検証の動向 (短報)



カレントアウェアネス 304号 A4 30頁 季刊 420円 発売 日本図書館協会
・図書館及び関連組織のための国際標準識別子 ISIL
・図書館による Twitter 活用の可能性
・DAISY の新しい展開：DAISY オンライン配信プロトコル
<動向レビュー>
・電子化の現場からみた OCR の動向
・デジタルゲームのアーカイブについて—国際的な動向とその本質的な課題—
・電子リソースの普及と研究活動への影響
・OCLC の最近の動向：OCLC のウェブ戦略とその展開
<研究文献レビュー>
・学校図書館に関する日本国内の研究動向—学びの場としての学校図書館を考える

入手のお問い合わせ

日本図書館協会

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14 電話 03 (3523) 0812

CONTENTS

- 02 Book of the month - from NDL collections
L. Febvre & H.-J. Martin. *L'apparition du livre*. (1958)
- 04 To collect online publications
Report of the Legal Deposit System Council "Concept of the acquisition system for online publications"
- 13 Learning in NDL (9)
Preservation and conservation : outline and measures
- 18 Digital exhibition "Expositions, Where the Modern Technology of the Times was Exhibited"
- 23 Prewar Japanese resources owned by the Library of Congress
- 27 Handing down the history of publishing
Banned book collections before and during the war
- 12 <Tidbits of information on NDL>
Read in 100 years' time
- 32 <Books not commercially available>
○*Zenkoku Koto Gakko Yakyu Senshuku Taikaishi : dai 81-90 kai Senbatsu Koto Gakko Yakyu Taikai 80 nenshi*
○*Nihon no kame wa ima ... : Shinjiko Shizenkan dai 17 kai tokubetsuten "kame wa ikiteiru!" tenji kaisetsu*
○*Bunraku no isho*
- 35 <NDL NEWS>
○Providing JAPAN/MARC globally in cooperation with OCLC
○Liaison conference of the International Library of Children's Literature in FY2010
- 36 <Announcements>
○Barrier-free Picture Books from Around the World : IBBY Outstanding Books for Young People with Disabilities 2009
○NDL to participate in the Children's Day for Visiting Kasumigaseki
○NDL Database Forum in the Kansai-kan of the NDL
○ILCL Lecture Series on Children's Literature FY2010 - utilizing the ILCL collections
○Book notice - publications from NDL

国立国会図書館月報

平成22年7月号 (No.592)

平成22年7月20日発行 定価525円
(本体500円)

発行所 国立国会図書館
編集責任者 山田敏之
〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
電話 03(3581)2331(代表)
FAX 03(3597)5617
E-mail geppo@ndl.go.jp

発売 社団法人日本図書館協会
〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14
電話 03(3523)0812(販売)
FAX 03(3523)0842
E-mail hanbai@jla.or.jp

印刷所 株式会社正文社印刷所

本誌に掲載した論文等のうち意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。本誌に掲載された記事を全文または長文にわたり抜きとして転載される場合には、事前に当館総務部総務課に連絡してください。本誌517号以降、PDF版を当館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/>) >「刊行物」>「国立国会図書館月報」でご覧いただけます。



*Monthly changes of Japanese street-scenes :
calendar for 1901. 7月の頁*

新井芳宗画

東京 長谷川武次郎 浅妻徳次郎 (印刷)

明治32 (1899) 年 1冊 20cm

<請求記号 W331-B1>

国立国会図書館月報

平成22年7月20日発行 (毎月1回20日発行)
(7月号通巻592号)

発売：社団法人 日本図書館協会 定価 525 円 (本体 500 円)